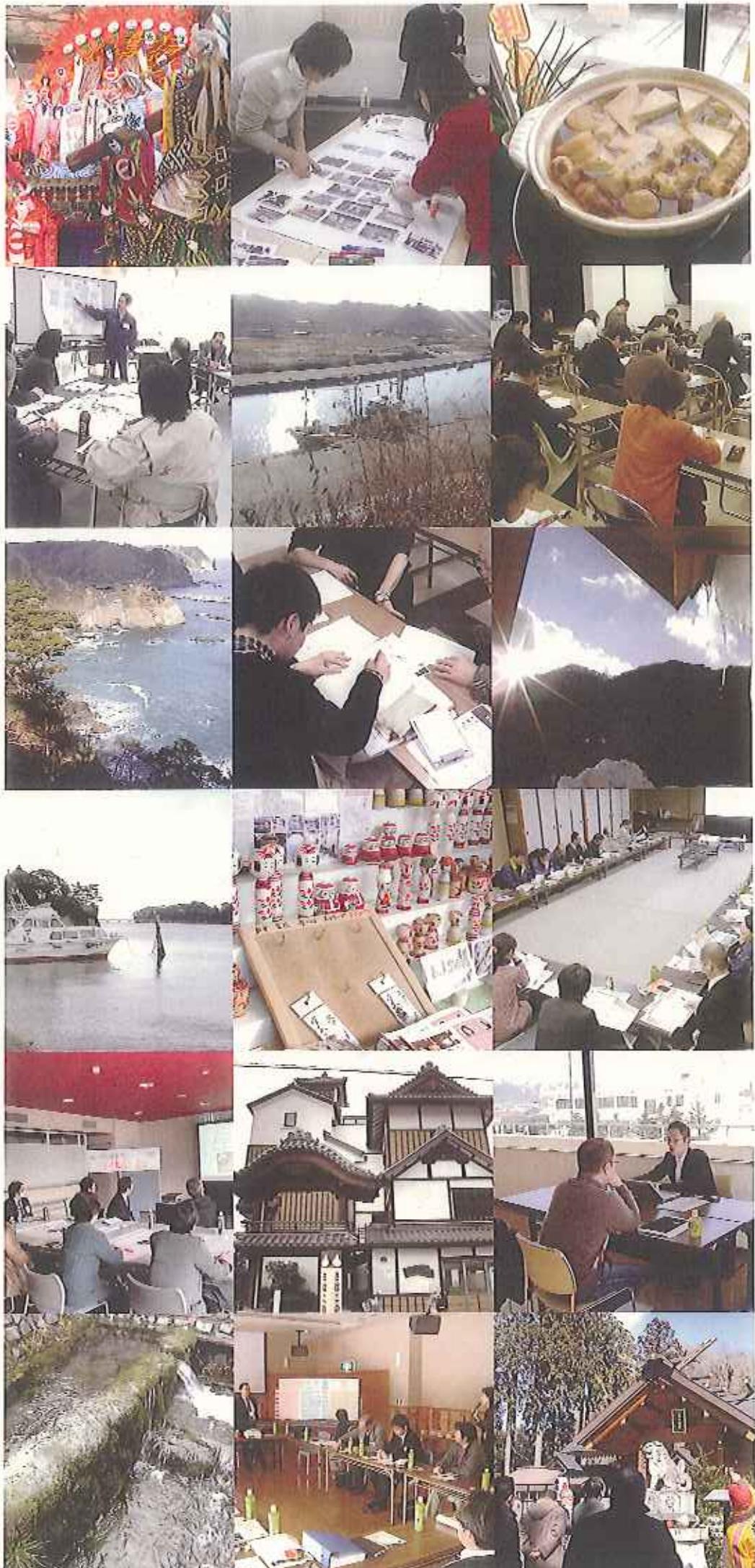


地域事例と支援制度でみる

地域再生のための観光業支援ハンドブック

平成24年3月 観光庁



はじめに

●本書の目的

本書は、平成23年度に観光庁が実施した「地域再生のための観光業支援事業」(7ページ参照)の事例を踏まえ、観光業に携わる地域の方々が、観光で地域を活性化・再生しようとする際に利用しやすい国等の支援制度を紹介するものです。

本書で紹介している事例及び支援制度は、東日本大震災で被災された地域の方々のみならず、広く観光業を生業としている方々、観光業を主産業としている地域、またこれから観光を推進していくと考えている地域に参考となる、または活用していただけるようなものを集めました。

●本書の使い方

1 地域を再生するために観光業関係者が頑張っている 地域の事例を知りたい時に

地域を再生したいと考え、取組を開始した地域について、各地域の課題に対する検討・取組の各ステップを解説します。

地域自身が実際に課題にどのように向き合い、どのように取組み、どのような気づきや変化をみつけたのかがわかります。

 P7～P14

2 地域を再生するため、観光業関係者や地域の方々が 活用できる支援制度が知りたい時に

地域を再生したいと考える地域のみなさまが活用できる国等の支援制度を紹介します。

自地域の課題に応じた支援タイプから事業を探すことができます。

 P15～P50

3 とにかく元気になりたいと思った時に

地域を再生するために観光業関係者が頑張っている地域の方々や、それらの地域に課題解決のための助言・アドバイスを送った専門家から、これから頑張る地域のみなさまに向けたメッセージを紹介します。

 P3～P4

Contents

地域事例と支援制度でみる
地域再生のための観光業支援
ハンドブック

- 3 1 これから頑張る地域の皆さんへ
- 5 2 観光業の再生によって、
地域が元気になるために…
 - 7 課題類型別の課題検討アプローチ
 - 「地域再生のための観光業支援事業」事業概要
 - 8 ①地域の魅力を探す
 - 10 ②地域の魅力を磨く
 - 12 ③地域の魅力を伝える
 - 13 ④地域の人をつくる
- 15 3 支援制度のご紹介
 - 一覧
 - 各制度の概要
 - 17 I 起業・創業支援
 - 21 II 融資・保証
 - 30 III 人材育成
 - 32 IV 人材調達・雇用
 - 35 V 商品開発
 - 44 VI プロモーション
 - 45 VII その他
 - 49 お問い合わせ先一覧

1

これから頑張る地域の皆さんへ

「地域再生のための観光業支援事業」(事業概要は7ページ)の専門家や会合参加者の方々から、観光

message

専門家からの
メッセージ

応援して
いるよ

地域が持つ強みを明確にし、地域が一体となつて盛り上ることが、魅力的な地域に感じられ、それにより復興への歩みが加速すると信じています。

みなさんには可能性があります。想いがあります。力があります。そして、仲間がいます。ただ、何かを変えるには痛みも伴います。でも、絶対にあきらめないでください。あきらめない限り、みなさんが実現したい未来は必ずやってきます。

人の心を動かす最強の武器はやはり人だと思います。地域の皆様の盛り上がりがあって、初めて旅行者の行動意欲に火が付きます。皆様ご自身が今まで以上に楽しみ、日本の観光を盛り上げていってください。

皆さんが大変なご苦労の中で復興へ前進されていることに、心から敬服し、応援しています。そして、皆さんの営みからの大好きな勇気と学びが、より強く美しい日本を創る礎にもなっていると、私は思います。

負けないで

旅先で出会った「人の力」こそが、その地域の魅力を伝える役割であり、地域の人々とのコミュニケーションはその地域を「記憶に残る観光地」へと育てていきます。市民参加型の「人との出会いが楽しい」観光作りを目指していただけましたらうれしく思います。

具体的に目標を決め、やることを決めて、実行し続けて欲しいと思います。

message

会合参加者からの
メッセージ

お客様の目線で、お客様のニーズに合わせ、地域の特徴をもっと積極的に発信していくべきだと思いました。

知らない土地に訪ねて来るお客様を大切にしてあげたい。町民全員がガイドになるような仕組みをつくりたいと思います。

身近なところに資源(ヒト・モノ)があること、今まで気づかなかつた見方で物事、観光を考えることができました。予算をかけないでも、やり方次第。できることから始めてみます。

意識は変わってきます。行政任せではなく、活動する人が一人でも増えることが必要であると感じました。

一緒に
進もう

地元の輪を取り戻す。とにかくみんなと話し、自分に何ができるかを考える。地域で同レベルのサービスを提供することが必要と感じました。

ひとりひとりの意識を高めて取り組んでいかなければならぬと思いました。

によって地域の活性化に取組む方々へメッセージをいただいています。

何事も「小さな一歩」から始めることだと思います。やってみて見えてくるものが多いはず! 小さく始めて修正を重ねていけば、町づくりも、情報発信も、ブランド作りも進んでいくのではないでしようか。

がんばろう

負けないで

さりげない日常の中
にこそ、地域独自の
個性が潜在している
と思います。ヨソモノ
を大いに活用し、
素敵な魅力作りに取り組まれることを期待します。

みんなの地域には、ほかの地域が羨むようなここにしかないものがあります。しっかり磨き、世界に誇れるものにし、地域の人々が元気に充実した日々を過ごしている様子とともにどんどん発信しましょう。

何が魅力なのか
をもう一度地域
で議論して、市
内や近隣地域へ
情報発信も
頑張っていき
たいと思います。

原発事故以降は地元の商品をPRでき
ずにいたが、安全な商品を自信を持
てお客様に勧めようと思います。

ブランドづく
りの考え方や、
品を作る重
要性に気付かさ
れました。実行
に向けて人と
との協力・信
頼関係が重要
になります。

地元に住んでいて気付かなかったところがいっぱいありました。あらためて地域のすばらしさを見つけられました。

周りの人たちの意見を聞いていろいろな事に気づき、それを磨いていきたいと思いました。無いものではなくあるものを使うことが大切だと感じました。

異業種間で市内観光に向けた取組をもっと積極的に行いたいと思います。

一緒に進もう

復興関係者を観光客と区別するのではなく、同じお客様として対応していくことが大切。地域の新しい魅力を伝える事を考えていきたいと思います。

期待して
いるよ

2 観光業の再生によって、地域が元気にな

「地域再生のための観光業支援事業」の対象となった地域において、観みなさんの地域は、どのような課題がありますか？

地域課題に合わせて「地域再生のための観光業支援事業」の事例をごみさんの地域と同じ課題の地域のページをご覧になり、参考にしてく

課題類型①

地域の
魅力を

探す

地域に埋もれている魅力ある観光資源の発掘・編集や再評価、地域が一体となって観光振興に取り組む方針(観光ビジョン)づくりなどの課題。

観光客のニーズ把握と、資源を客観的に評価できる外部の視点、さらに地域の関係者における情報共有の場づくりが重要。

課題類型②

地域の
魅力を

磨く

観光資源について、地域の特徴を活かしたコンテンツづくりや、回遊性を高める等の相乗効果を生む資源同士の連携、地域固有の資源を活用した新商品開発、ニューツーリズムの創出、ブランドづくりなどの課題。

観光資源をいかに観光客のニーズにマッチさせるかが重要。

課題類型③

地域の
魅力を

伝える

他地域に対して優位性のある効果的な訴求ポイントの確立、市場ニーズに応じたターゲットの設定やコンセプトの構築、最適なメディアやツールの選択、時期や方法の設定といったプロモーション戦略の立案と実施、誘客エリアでの販促活動などの課題。一定の方針のもとで「誰に」「何を」伝えるかを明確にすることが重要。

課題類型④

地域の
人を

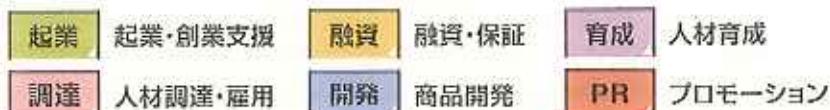
つくる

観光振興へのモチベーションを高める、地域全体の取組に対する当事者意識を高める、ガイドなどの観光客と接する人材の養成、地域の様々な資源や人材を取りまとめる地域コーディネーター(リーダー)の育成、観光振興を推進する体制やコーディネート機能をもった組織づくりなどの課題。

リーダーとそれを支える組織づくりが重要。

支援タイプアイコン：課題解決のために活用できると考えられる
支援制度の分類を示しています。

るために・・・



光業における地域課題を整理すると、以下の4つの類型に分類されます。

紹介し、合わせて、地域課題解決に活用できる支援メニューを紹介します。
ださい。



課題類型別の課題検討アプローチ

ここでは、各地域が抱える課題に地域自身が実際に向き合い、どのように課題に取り組み、どのような気づき・変化があったのか、観光庁が実施した「地域再生のための観光業支援事業」から、課題類型別に事例を紹介します。

「地域再生のための観光業支援事業」事業概要

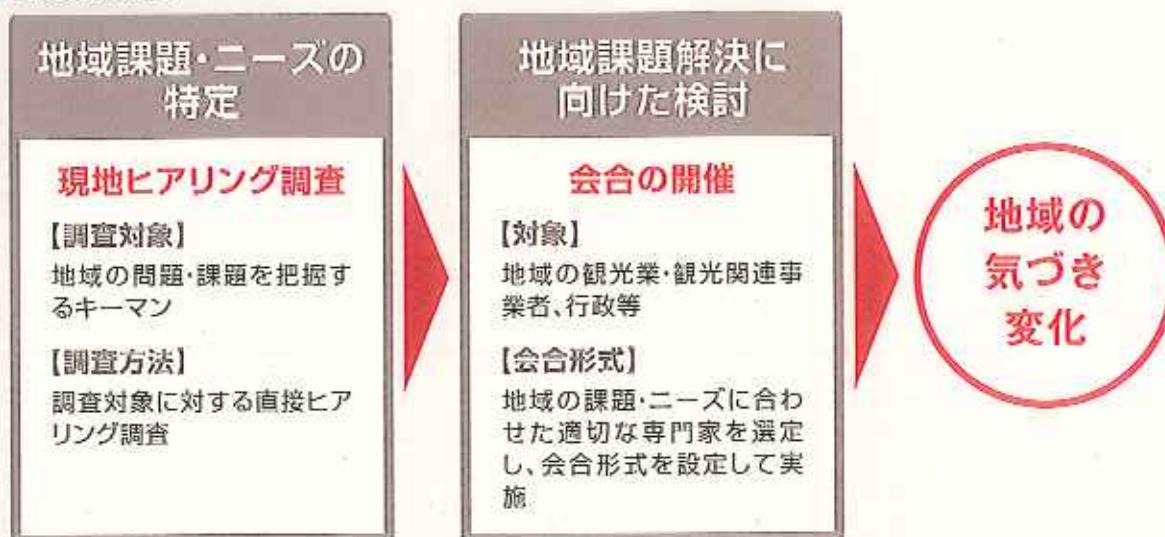
● 「地域再生のための観光業支援事業」とは?

東日本大震災の被害を受けた地域のみならず、多くの地域が共通してもつ課題やニーズを特定し、課題の解決に向けた検討を行うため、コミュニティを支える観光業を支援する観点から、観光業の課題、ニーズ、問題意識を踏まえた専門家による相談・アドバイスを行う会合を実施し、地域の再生を図ることを目的とした事業です。

● いつ実施したの?

平成23年12月～平成24年3月に実施しました。

● 事業の流れ



● 主な会合形式



セミナー形式



ワークショップ形式



フィールドワーク形式

課題類型①

地域の
魅力を**探す****岩手県久慈市
市街地・小袖地区等**

起業

調達

開発

地域の現状

- 風評被害の影響により、観光施設やお祭り等への県外観光客数が大幅に減少した。
- 近年注力してきた体験型教育旅行は、H23年豆の予約もキャンセルが相次ぎ、回復の目処が立っていない。

地域の課題

- 観光客が少ない今、改めて地域の魅力を見つめ直す「機会」として活かす。

【解説】

地域資源を発掘するプロセスに“地元学”的手法を導入、日常生活にある資源を地元住民と外部の参加者双方からの目線で掘り起こす。

ステップ1**地元学手法の学習とフィールドワークで「地域資源を探す」**

セミナーとフィールドワークで、“地元学”に取り組むためのノウハウと実践手法について体験しながら学んだ。



地域資源を掘り起こすプロセスや成果を体験することによって参加者のモチベーションアップにつなげ、“土の人”（地元住民）と“風の人”（外部参加者）とのコミュニケーションを通して、身近な地域で見落としていた資源を発見できた。

**ステップ2****グループワークで「地域資源をつなぐ」**

ワークショップ形式で資源情報を共有化し網羅。資源をつなぐ「モデルコース」を設定した。



資源情報を共有し地域に対する視点も共有することで、新たな集客コンテンツの芽を発見することができた。さらに、モデルコースに展開してみることで、資源を線としてつなぐとともに、新たな課題を発見することができた。

**ひと味違う久慈旅行を提案できる新たなテーマを得た****参加者
の声**

- 無いものではなくあるものを使うことが大切だと思った。
- 生まれ育った地元だが、知らない魅力がいっぱい埋まっていることに気付かされた。
- 風の人たちの着眼点が、土の人間である地元の私たちと違い、新しい見方ができる面白かった。
- 今回みつけたスポットは久慈の観光資源として活かせる可能性が十分があるのでツアー企画に取り込みたい。

**活用できる
支援事業の一例****地域ブランド活用
観光促進事業**

P39参照

課題類型①

地域の
魅力を

探す

群馬県みどり市
旧大間々町中心市街地等

育成

開発

P40

地域の現状

- 日光方面への観光客が激減し、その影響で隣り合うみどり市への立ち寄りも減少、観光関連事業者は打撃を受けた。さらに、中京以西からの観光客も減少している。
- 合併後なかなか一体化できていない(観光のテーマや目標が未確立)観光振興の方向性を見出す必要がある。



地域の課題

- 市内資源の再評価と活用の戦略構築
- 観光振興に対する関係者の意識向上

【解説】

3町村が合併し6年が経過。平成23年7月~9月に実施された群馬デスティネーションキャンペーン効果で定着しつつある「みどり市=観光地」という住民意識のさらなる向上を図りながら、次年度策定する市の観光振興計画に繋がる取組が求められている。

ステップ1 > 観光振興に対する自らの位置づけを明確にする

フィールドワークで地域資源を再評価しながら、ターゲットを絞り新しい魅力を打ち出していくなど、具体的かつ実行可能な取組の方向性について検討した。



来て欲しい人と来ている人を考えることで課題が明確になり、何をすべきかを明らかにすることができた。そのうえで、地域の魅力向上には地域内で連携した取組が必要であることを認識した。



ステップ2 > 今後の観光振興の方向性と自己評価、連携に向けた方策を検討

ワークショップ形式で自らの組織・団体・活動について点検しながら、市全体の観光振興のあり方を話し合った。



市民が楽しめること、市民がよく知ることが大切であると確認。市民が共有できるみどり市らしさとは何か、そのみどり市らしさをどう観光につなげ、どう取り組むべきか、それぞれの立場を理解しながら協調と連携の重要性を改めて認識できた。



集客対象と出来ることを明確化することで協調と連携の重要性を再認識

参加者
の声

- 自分たちの活動についてどのようなことを目指していたのか、改めて確認してみると、課題も明確になった。
- それぞれの施設間連携はあまり意識していなかったが、連携するストリーラーや対象者を考え、今後の展開を検討したい。
- ターゲットは意外に近いところにいるのだと気付いた。その結果やるべきことも見えてきた。

活用できる
支援事業の一例地域力活用新事業∞
全国展開プロジェクト

P40参照

課題類型②

地域の
魅力を

磨く

宮城県松島町
松島海岸地区

地域の現状

- 被災するも他の沿岸地域に比べると被害は少なく、現在90%程度は復興している状況である。
- そのため、震災前からの観光ニーズの変化に 対応したサービスの開発・充実が課題となっている。

地域の課題

- 観光ニーズ変化への対応
- 「食」資源の開発と市場ニーズへの適合

【解説】

松島町では日本三景をはじめ有力な資源を有しているが、「食」については、地域資源として十分な位置づけが行われてこなかった。

ステップ1

» 食による観光資源強化の可能性と地域の“食”資源開発を検討

ワークショップ形式で、松島の地域資源の中で、食による効果の向上の可能性を検討し、特徴ある地域の食資源を抽出した。



ボテンシャルの高い「未来のお宝」として多種多様な食材が出されたことにより、これまで観光資源とは認識していなかった特色ある資源が、数多く埋もれていることに気づいた。



ステップ2

» 地域の“食”によるサービス開発を検討

ワークショップ形式で、魅力的な食資源を中心に、松島を楽しめる滞在プランを検討した。



魅力的な食資源と周辺資源と組み合わせ、連携することで、ユニークな地域資源を活用した滞在プランを考案できた。また、素材から滞在プランを考案する経験をすることで、今後、観光客にむけた魅力をつくるためにはどうすればいいのか、という思考スタイルを認識することができた。



「食の松島」としての総合的な食資源開発とプラン造成の機運を醸成することができた

参加者の声

- 宮城に求められていることがわかりやすく、よかったです。
- 松島にこんなに食材があるということに驚かされました。
- 食材一つでいろいろな広がりになったこと、宿泊プラン等を作る際の参考にしたい。

活用できる
支援事業の一例JAPANブランド戦略
展開支援事業

P41参照

課題類型②

地域の
魅力を**磨く**

福島県福島市 高湯温泉地区



地域の現状

- リピーターや県内客は戻りつつあるが、県外客や子供連れ客が減少しており、2012年5月期の宿泊客数は前年比44%減。
- 2006年に旅館協同組合で購入したゴルフ場跡地(一部)の資産活用が手つかずの状態。

地域の課題

- ゴルフ場跡地の保全と利活用策の検討

【解説】

組合資産であるゴルフ場跡地の活用策、維持管理、運営方法についてかねてからの地域課題。自然と温泉を活かした高湯らしい跡地利用を模索している。

ステップ1》高湯温泉の魅力を高めるゴルフ場跡地の活用イメージを検討

ワークショップ形式で、「ゴルフ場跡地をどうするのか」ではなく、「高湯温泉地の魅力を高めるための広場活用」について検討した。



活用するのは「ゴルフ場跡地」ではなく、「高湯温泉の魅力を高める空間」という新たな視点で検討したことにより、これまでの議論では出なかった新しいアイデアが生まれた。

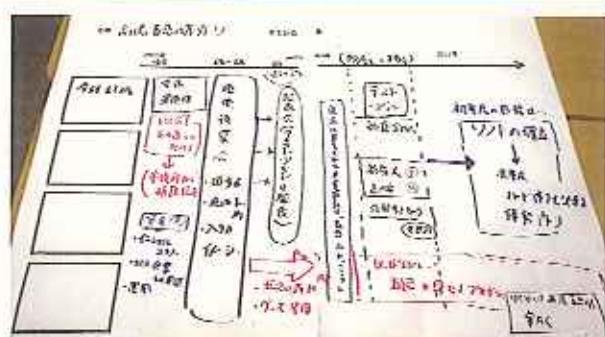


ステップ2》ゴルフ場跡地のネーミングと取組内容・ステップを検討

ワークショップ形式で、ゴルフ場跡地のネーミング及び事業計画案を検討した。



ネーミングを決めることで、地域全体で広場の活用の方向性を共有できた。また、内外のネットワークづくりと運用資金づくり、テストプランづくりなど、今後の取組の方向性が見えた。



「高湯五感の森～高湯五感の山がっこ～」整備計画案を作成

参加者
の声

- ゴルフ場跡地の方向性、そこでやれそうとの意識が共有できた。
- 「ゴルフ場跡地」が「高湯五感の森」という名前になったことで、自分なりにも組織としても、これから何をすべきか明確になった。
- 地元に住んでいて気付かなかつたところがいっぱいあった。あらためて高湯のすばらしさを見つけることができた。

活用できる
支援事業の一例

農山漁村活性化
プロジェクト支援交付金

P38参照

課題類型③

地域の
魅力を

伝える

福島県猪苗代町
葉山地区等

地域の現状

- 風評被害による影響は甚大。教育旅行などをはじめ、入り込み客数、宿泊数など大幅な落ち込み状態が続いている。
- ペット観光に関わる47事業者で連携を図っているが、一般観光事業者などとの地域連携が弱いのが現状。

地域の課題

- 地域内連携
- 受け入れ態勢強化のための視点
- 共同プロモーション ● リピート対策

【解説】

上記の課題は一般観光と変わるものではなく、風評被害を積極的に克服する課題である。

ステップ1》地域の魅力を高めるための連携強化を検討

セミナーとパネルディスカッション形式により「地産地消」をテーマに異業種を含めた連携強化と地域の魅力づくりについて検討した。



地域の魅力を高めるためには、観光業だけでなく様々な産業との連携が必要であること、猪苗代は小さな農業の集合体で、それをつなげる人と組織が必要であることを認識した。また、地域の魅力を再発見して継続することの大切さ、ウエルカム精神の重要性を再認識した。



ステップ2》受け入れ態勢強化のための視点と共同プロモーションを検討

猪苗代周辺地区ペット観光の受入態勢についての課題を引き出し、改善策と共同プロモーションについて検討。



地域で共通の取組をアピールすることが共同プロモーションのウリになることを認識。マークや見やすさ分かりやすさをペット観光ネットワーク全ての施設のサイトに表記する等、地域で共通の取組を導き出すことができた。



地域共通の取組に対する各施設の関わり方を見いだすことができた

参加者
の声

- 地域資源のつながりの必要性と観光地としての意識を改革することの重要性。
- 原発の影響で足踏み状態が続き、先行きが不安で参加してみたが、ペット観光の受け入れをしっかり考えたい。
- 風評被害エリアの共同プロモーション戦略として、HP等での統一化、ターゲット明確化、リピータの確保等の方法が見えてきた。

活用できる
支援事業の一例農商工等連携対策
支援事業

P36参照

課題類型④

地域の人を
つくる福島県いわき市
湯本地地区

地域の現状

- 原発事故の実害・風評被害など自助努力で克服できない問題からモチベーションが低下。
- 復旧関係者の減少後の観光客への切り替え、観光客との共存が可能かどうか心配。
- 震災後、顧客の変化をつかみ切れず、今後の方針性が見出せない。

地域の課題

- 事業者のモチベーションアップ
- 課題の特定・整理とロードマップ作成

【解説】

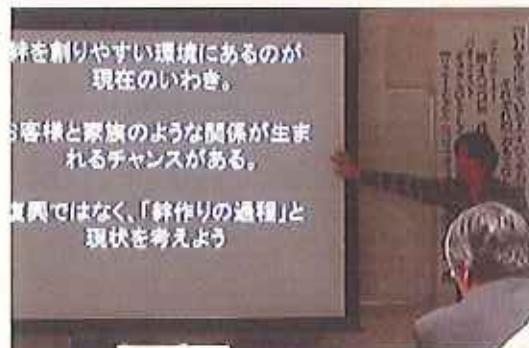
事業者のモチベーションアップとともに、震災以降変化した新規客への対応を中心として、課題整理・ロードマップ作りを目指す。

ステップ1 >> 新しい着眼点の提示と強み・弱みの検討

セミナーとワークショップ形式で、震災復興関係者も含めたいわき市に来ている人全てをお客様として捉え、永遠のファンにすることの必要性を認識し、観光資源の棚卸しを行った上で強みと弱みを検討した。



今来ている人との絆づくりの重要性を共有できた。また、地域の良さを改めて見直すことができ、今後の取組へのモチベーションアップに繋がった。



ステップ2 >> アピールポイントといわき観光のストーリー検討

ワークショップ形式で、いわきの強みをアピールポイントとして魅力的に伝えるワードを検討した上で、いわきの良さを伝えるストーリーの検討をした。



発信側の一方的な見方でなく、情報の受け手のことを考えたアピールの必要性を認識。若い女性グループ旅行の可能性や被災地応援ツアーなど、いわき全体で新しい魅力を伝えるためのストーリーを数多く寄せたことで、宿泊施設と商店街・飲食店との連携の重要性が共有された。



モチベーションアップ＆今後の方向性のヒントを得た

参加者の声

- 湯本温泉は今の状況を「不本意な現状」ととらえられていて、その後はどうなるのだろうと多くの人達から心配されている。そうとらえるのではなく、セミナーで学んだ「感性情報」を探しあてれば多くのヒントがある。
- 湯本を見直し、活用し、元気な湯本に戻すことを商店街と共にやっていきたい。
- 湯本全体、いわき全体で新しい魅力を伝える事を考えていくべきと思った。とても参考になった。

※「感性情報」：買いたい、行きたいという気持ちにさせる情報

活用できる
支援事業の一例中心市街地商業等活性化
支援業務等委託費事業

P31参照

課題類型④

地域の人を
つくる茨城県つくば市
宮前地区

地域の現状

- 筑波山中腹にある地区。30軒ほどの観光関連施設が並ぶ。
- 風評被害により入り込み客数が減少。特に団体客が皆無の状態。
- 一部の観光関連施設において、おもてなしの意識が低く、地区全体のイメージに影響を及ぼしており、全体的に諦めムードが蔓延。モチベーションが低下している。

地域の課題

- 事業者のホスピタリティの向上とモチベーションアップ
- 地区内事業者連携の促進

【解説】

2010年、地域の問題点に危機意識を持った一部の事業者により「宮前振興会」が発足。定期的な会合を開くものの、問題解決には至らず、方策を模索していた。

ステップ1 >> よいお客さまを増やすために自分達ができる事を検討

ワークショップ形式で、「自分がお客様として嬉しかった体験」「自分達が楽しく仕事できた体験」などを振り返り、それぞれの要因を議論。



仕事を楽しくすることがモチベーションをあげる要因であることに気付き、そのためにはお客様とのコミュニケーションが重要であることを認識。



ステップ2 >> 地区全体でできること・アクションプランを検討

ワークショップ形式で、お客様とのコミュニケーションをよくするためにできることを検討。



できることとして6つのテーマを設定。それについて「いつ」「誰が」「何をするか」というアクションプランが完成。その日のうちに、アクションプランに沿って行動を起こした人もいた。



課題解決に向けた地区全体の共有意識が生まれ、実行を伴った意識変革に成功

参加者の声

- 自分が客の立場で嬉しかった事、楽しかった事を考えたことで、今までの接客の自分勝手さを思い知った。
- 会合で知り合った方々と具体的にアクションしていきたい。
- 一人一人が筑波山のイメージキャラクター。多くを学び、お客様に筑波山の良さをアピールしていきたい。

活用できる支援事業の一例

地域力活用新事業∞
全国展開プロジェクト

P40参照

3 支援制度のご紹介

I 起業・創業支援

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
新創業融資制度	事業者	起業 融資 調達	17
再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)	事業者	起業 融資	18
起業支援ファンド	事業者	起業 融資	19
中小企業成長支援ファンド	事業者	起業 融資	20

II 融資・保証

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
東日本大震災復興特別貸付	事業者	融資	21
東日本大震災復興緊急保証	事業者	融資	22
災害関係保証	事業者	融資	23
セーフティネット保証(5号)	事業者	融資	24
信用保証制度	事業者	融資	25
震災対応型資本性劣後ローン	事業者	融資	26
マル経融資(経営改善貸付)	事業者	融資	27
高度化事業	事業協同組合等	融資	28
振興事業貸付	事業者	起業 融資	29

III 人材育成

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
地域コーディネーター活用事業交付金	地域の協議会	育成 調達 開発	30
中心市街地商業等活性化支援業務等委託費事業	市町村、まちづくり会社等	育成 調達	31

IV 人材調達・雇用

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
雇用調整助成金	事業者	調達	32
被災者雇用開発助成金	事業者	調達	33
雇用創出の基金による事業	都道府県・市町村・民間企業等	育成 調達 開発 PR	34

支援タイプアイコン：支援制度がどのような目的に使えるかを分類したもの。凡例は以下の通り。
なお、支援タイプが複数にまたがる制度は、主要な支援タイプに分類している。

起業	起業・創業支援	融資	融資・保証	育成	人材育成
調達	人材調達・雇用	開発	商品開発	PR	プロモーション

V 商品開発

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
6次産業総合推進事業	農林漁業者等	育成 調達 開発 PR	35
農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	民間団体	調達 開発 PR	36
食と地域の交流促進対策交付金	集落・民間団体等	育成 調達 開発 PR	37
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	市町村、農協等	調達 開発	38
地域ブランド活用観光促進事業	民間団体等	開発 PR	39
地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト	商工会議所、民間団体等	育成 調達 開発 PR	40
JAPANブランド戦略展開支援事業	民間団体等	調達 開発 PR	41
地域資源活用売れる商品づくり支援事業	民間団体等	調達 開発 PR	42
新事業活動促進支援補助金 新連携支援事業	民間団体等	育成 調達 開発 PR	43

VI プロモーション

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
地域イベント助成事業	地域コミュニティ	PR	44

VII その他

支援制度名	支援対象	支援タイプアイコン	頁
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	まちづくり会社等	育成 開発 PR	45
中小商業活力向上事業	商店街振興組合等	起業 育成 調達 開発 PR	46
震災復興支援アドバイザー派遣	中小企業等	起業 融資 育成 調達 開発 PR	47
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	中小企業等		48

I 起業・創業支援

支援タイプ

起業	融資	
調達		

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画（ビジネスプラン）等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

支援対象

次の1~3すべての要件に該当する方

1. 新規開業の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方

2. 雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件（次のいずれかに該当する方）

(1) 雇用の創出を伴う事業を始められる方

(2) 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始められる方

(3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始められる方で、次のいずれかに該当する方

ア 現在の企業に継続して6年以上お勤めの方

イ 現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方

(4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始められる方

(5) 既に開業されている場合は、開業前に(1)~(4)のいずれかに該当された方

3. 自己資金の要件

事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できる方

貸付機関

日本政策金融公庫（国民生活事業）

融資額

1,500万円

返済期間

設備資金10年以内（うち据置期間6ヶ月以内）

運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）（うち据置期間6ヶ月以内）

利税率

金利の最新情報は、日本政策金融公庫のホームページまたは窓口までお問い合わせください。

担保・保証人

不要

利用可能融資制度

本制度は、次の各融資制度をご利用いただく場合にお取り扱いできます。

- | | |
|--|---------------------------|
| ■新規開業資金 | ■女性、若者／シニア起業家資金 |
| ■再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金） | ■新事業活動促進資金 |
| ■食品貸付 | ■生活衛生貸付（一般貸付および振興事業貸付に限る） |
| ■普通貸付（食品貸付または生活衛生貸付（一般）の対象の方が必要とする運転資金に限る） | |
| ■企業活力強化資金 | ■IT資金 |
| ■地域活性化・雇用促進資金 | ■環境・エネルギー対策資金 |
| ■社会環境対応施設整備資金 | |
| ■企業再建・事業承継支援資金（第二会社方式再建関連及び事業承継関連に限る） | |

日本政策金融公庫ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫ホームページ
http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/atarasiku/04_shinsogyo_m.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 各支店の窓口

再チャレンジ支援融資制度 (再挑戦支援資金)



廃業に起因した信用低下などの理由によって、新たに事業を開始することが困難な状況にある「再チャレンジ創業者」を積極的に支援するための制度で、こうした方が新たに事業を始めるために必要な資金を融資するものです。

支 搾 対 象

新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方で、次のすべてに該当する方

1. 廃業歴等のある方
2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等がある方
3. 廃業の理由・事情がやむを得ないものである方
(無許可営業の摘発など違法行為による廃業でない方)
【東日本大震災で被災された方】廃業の理由・事情が次のいずれかである方
(1) 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けたことによるもの
(2) 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内に事業所を有していたことによるもの

貸 付 機 関

日本政策金融公庫(中小企業事業／国民生活事業)

利 率

金利の最新情報は、日本政策金融公庫のホームページまたは窓口までお問い合わせください。

	大口融資(中小企業事業)	小口融資(国民生活事業)
融資限度額	7億2千万円 【東日本大震災で被災された方】別枠3億円	2,000万円以内 【東日本大震災で被災された方】8,000万円
返済期間	設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内) 【東日本大震災で被災された方】 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)	設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金 5年以内(特に必要な場合は7年以内) (うち据置期間1年以内) 【東日本大震災で被災された方】 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)
担保・保証人	保証人(経営責任者)が必要です。 ただし、直接貸付において、一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度もあります。	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。

日本政策金融公庫ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫(中小企業事業)ホームページ
<http://www.jfc.go.jp/c/jpn/search/04.html>

日本政策金融公庫(国民生活事業)ホームページ
http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/atarasiku/05_rechallenge_m.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 各支店の窓口

支援タイプ

起業

融資

起業支援ファンド

投資会社等が組成する設立5年未満の創業又は成長初期の段階にある中小企業者への投資・ハンズオン支援を目的としたファンドに対し出資を行い、創業初期の中小企業者等を資金面及び経営面から支援します。

個別企業への投資は、各ファンドを運営する投資会社等が行います。

支援対象

主に設立5年未満の創業又は成長初期の段階にある中小企業者

ファンド組成

ベンチャーキャピタル等の民間投資会社とともに投資ファンド(投資事業有限責任組合)を組成。中小機構は有限責任組合員としてファンド総額の2分の1以内を出資。

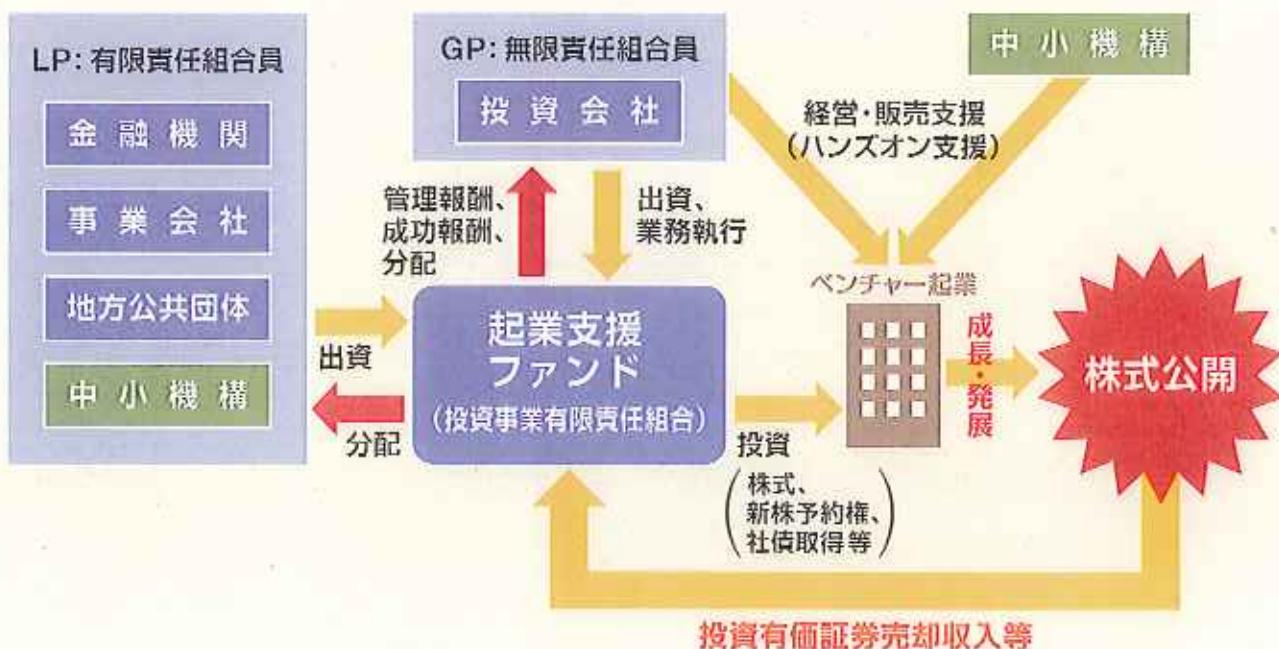
支援方法

株式や新株予約権付社債の取得等による資金提供

無限責任組合員による経営面のハンズオン支援及び中小機構からの各種支援等により、企業の成長発展を支援

留意点

ファンドからの投資及び育成支援を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となり、投資会社により投資決定がなされます。投資の際は、個々の投資事業有限責任組合と投資企業の間で投資契約を締結していただくことになります(当機構が中小企業の皆様へ直接資金を提供するものではありません)。



中小企業基盤整備機構ホームページより

【情報掲載先】

中小企業基盤整備機構ホームページ

<http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/053658.html>

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構

TEL: 03-5470-1673

支援タイプ



中小企業成長支援ファンド

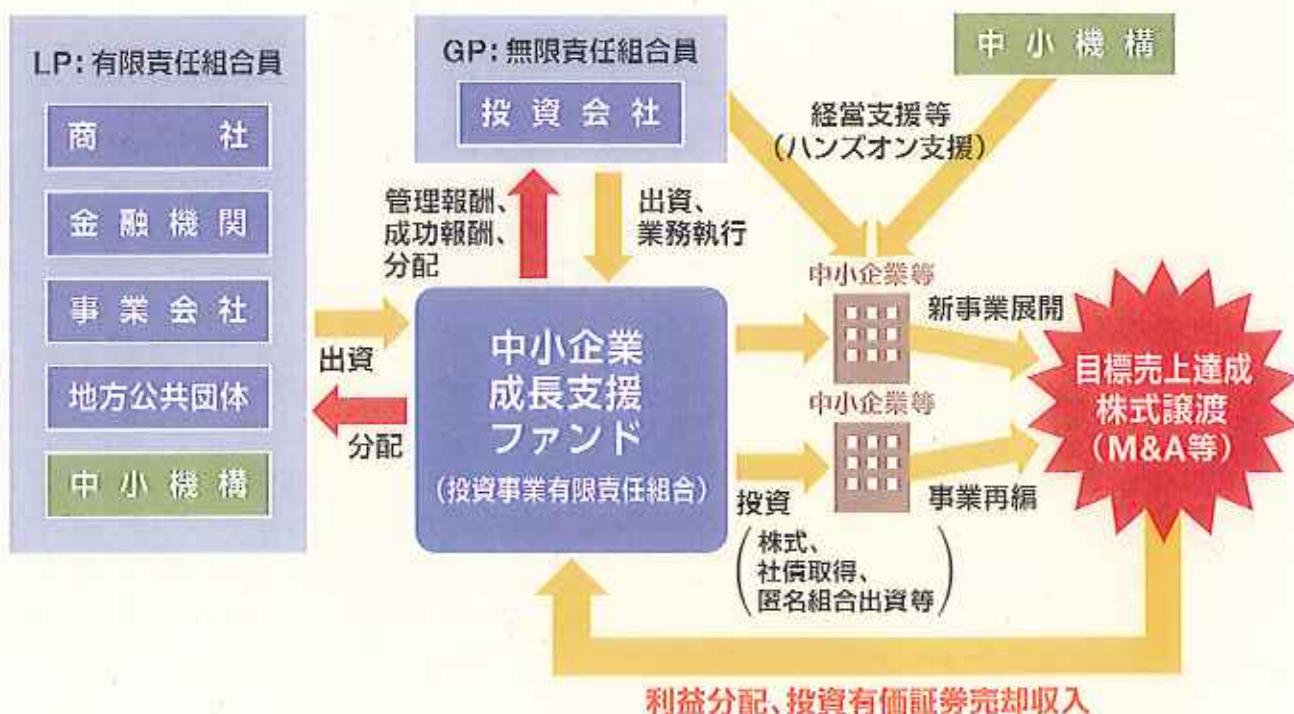
ベンチャーキャピタル等の民間投資会社とともに投資ファンドを組成し、中小企業の経営実態に即した多様な資金供給と踏み込んだ経営支援を行い、新事業展開・第2創業、転業、事業の承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者を幅広く支援します。個別企業への投資は、各ファンドを運営する投資会社等が行います。

支援対象 新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者

ファンド組成 ベンチャーキャピタル等の民間投資会社や金融機関、事業会社等とともに投資ファンドを組成。中小機構は有限責任組合員としてファンド総額の2分の1以内を出資。

支援方法 各種手法(プロジェクトファイナンス型の投融資、株式取得等)による資金提供
民間パートナーによるマーケティング・販路開拓支援及び中小機構からの各種支援により、企業の成長発展を支援

留意点 ファンドからの投資及び育成支援を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となり、投資会社により投資決定がなされます。投資の際は、個々の投資事業有限責任組合と投資企業の間で投資契約を締結していただくことになります(当機構が中小企業の皆様へ直接資金を提供するものではありません)。



中小企業基盤整備機構ホームページより

【情報掲載先】

中小企業基盤整備機構ホームページ
<http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/053660.html>

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構
TEL: 03-5470-1673

II 融資・保証

支援タイプ

	融資	

東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接的に被害を受けた方に対しては、「別枠」をご用意しております。更に、風評被害等による影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

支援対象

震災により直接被害を受けた方／原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方

間接被害を受けた方(上記の対象者の方と一定以上の取引がある方)

その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)

貸付機関

日本政策金融公庫(国民生活事業)

利用対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率
・震災により直接被害を受けた方	【国民生活事業】 6千万円(上乗せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)	基準利率より0.5%引下げ 融資後3年間は、1億円(注2)まで基準利率より1.4%引下げ
・原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	【中小企業事業】 3億円(別枠)	運転資金 15年以内 (5年以内)	
間接被害を受けた方(上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 15年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3) 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大1.4%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	【国民生活事業】 4千8百万円 【中小企業事業】 7億2千万円	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3)

(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 中小企業事業の場合は1億円、国民生活事業の場合は3千万円。

(注3) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ

日本政策金融公庫ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫ホームページ

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 各支店の窓口

支援タイプ



東日本大震災復興緊急保証

直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意しています。一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能になります。

支 搞 対 象

【特定被災区域】※1

- ① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者
(原発事故に係る警戒区域等内※2に事業所を有する中小企業者を含む。)
<要件: 署名証明書(写しも可)> 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等
- ② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者
<要件: 市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月※3の売上高等が前年同期比10%▲

【特定被災区域以外】

- ③ 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者
<要件: 市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比10%▲+理由書
- ④ 震災災害により、風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者
(主に宿泊業、旅行業を想定)
<要件: 市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比15%▲+理由書

対象資金

事業再建資金その他の経営の安定に係る資金

※1 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 震災後の3ヶ月の売上高等は、3ヶ月の実績集計前の場合、1ヶ月の実績+1ヶ月の見込を含む3ヶ月も可。

※4 被災した地域で市区町村長の認定の取得が困難な場合の対応については、関係の地方自治体と調整中。

保証限度額

●普通: 2億円

●無担保: 8千万円

●無担保無保証人: 1,250万円

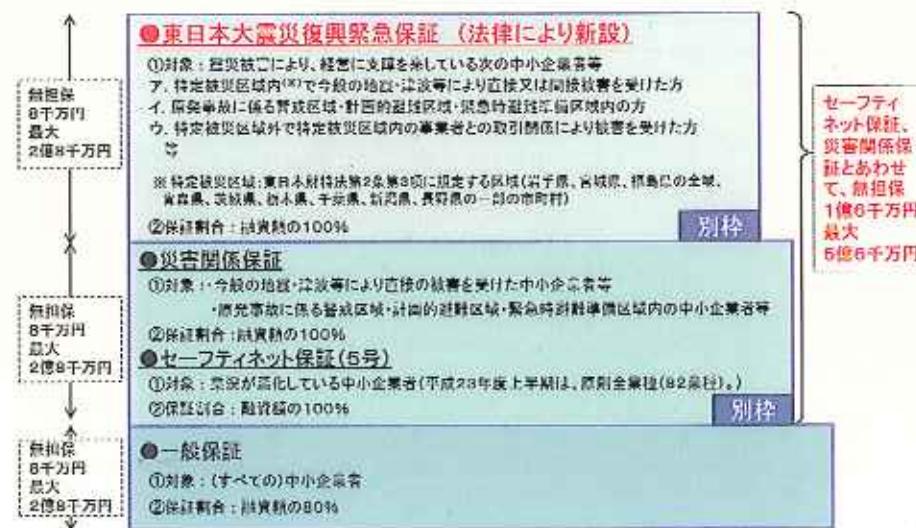
} 最大2億8千万円

保証料率

0.8%以下

保証人

代表者保証のみ(第三者保証人は原則不要)



(注)審査の結果、ご希望に沿いかねる回答があります。

中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html>

【お問い合わせ先】

各保証協会
中小企業庁 事業環境部 金融課
TEL: 03-3501-2876(直通)

支援タイプ

	融資	

災害関係保証

被災中小企業者が金融機関から借入等を行う場合、信用保証協会が保証を行います。

支 援 対 象 災害による被害を受けた中小企業者等

① 地震・津波等により直接被害を受けた方

※激甚災害による直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村・消防署等から、罹災証明を受ける必要があります。(写しで可)

② 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

※納税証明、商業登録簿等の確認書面が必要です。(写しで可)

対 象 資 金 事業再建に必要な資金

保 証 限 度 額 無担保8千万円、普通2億円(別枠) ※保証割合: 100%

保 証 料 率 各信用保証協会所定 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

保 証 期 間 各信用保証協会所定 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

担 保 弹力的に取扱う

保 証 人 原則不要(代表者保証は必要)

<ご利用の手続き> ※東京信用保証協会ホームページより

支援対象① 地震・津波等により直接被害を受けた方

罹災証明取得 区市長村長等の証明を受けていただきます。

保 証 申 込 罷災証明を添付し、信用保証の申込みをします。

支援対象② 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

当該区域内に
事業所を有する
確認

納税証明書、商業登記簿謄本等の確認書類を添付し、信用保証の申込みをします。

中小企業庁ホームページおよび平成24年度中小企業危機利用ガイドブックより

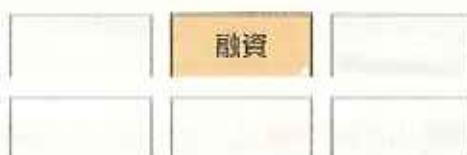
【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

【お問い合わせ先】

各都道府県の信用保証協会

支援タイプ



セーフティネット保証(5号)

(全国的に) 業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

支 援 対 象

業況の悪化している業種として指定された業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※業況の悪化している業種として指定された業種: 平成24年度上半期は、原則全業種(82業種)を指定。

企業認定基準

- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者
- ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ③ 指定業種に属する事業を行っており、円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる(※1)中小企業者。(※2)

※1: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能
 ※2: 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要

保証限度額

一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円。

保証料率

概ね1.0%以下

保証割合

借入額の100%

<ご利用方法> ※平成24年度中小企業施策利用ガイドブックより

対象となる中小企業者の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申込むことになります。
 その後、金融審査を経て、融資および保証の可否が決まります。



中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_not_5gou.htm
<http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120323001/20120323001-2.pdf>

【お問い合わせ先】

各都道府県の信用保証協会
 中小企業庁 事業環境部 金融課
 TEL: 03-3501-1511(内線5271~5275)

支援タイプ

	融資	

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業の皆様の資金調達を行いやすくなります。

支援対象

中小企業者(個人または法人・組合等で事業を営まれる方)で、一部の業種(農業、林業、漁業、金融・保険業等)を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

補償限度額

- 普通保証 2億円以内
 - 無担保保証 8,000万円以内
 - 無担保無保証人保証 1,250万円以内(納税していること等、一定の要件あり)
- なお、各種の特別な保証制度については、補償限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しあおむね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

<ご利用方法>

申込み時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出してください。

*必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせください。



いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は取り扱いません。

ご注意ください！

最近、暴力団関係者、えせ同和行為者、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が、保証申込にあたって「便宜を圖ってやる」とか「斡旋をしてやる」等の名目で、不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例が発生しています。

保証協会では、保証にあたって所定の保証料以外には、手数料、入会金等は一切いただきおりません。

金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は、一切お断りしております。

ご不審な点がございましたら、当協会の本店または各支店保証課までお問い合わせください。

東京信用保証協会ホームページより

平成24年度中小企業施策利用ガイドブックより

【情報掲載先】

平成24年度中小企業施策利用ガイドブック
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html

【お問い合わせ先】

(社)全国信用保証協会連合会
TEL: 03-6823-1200

支援タイプ



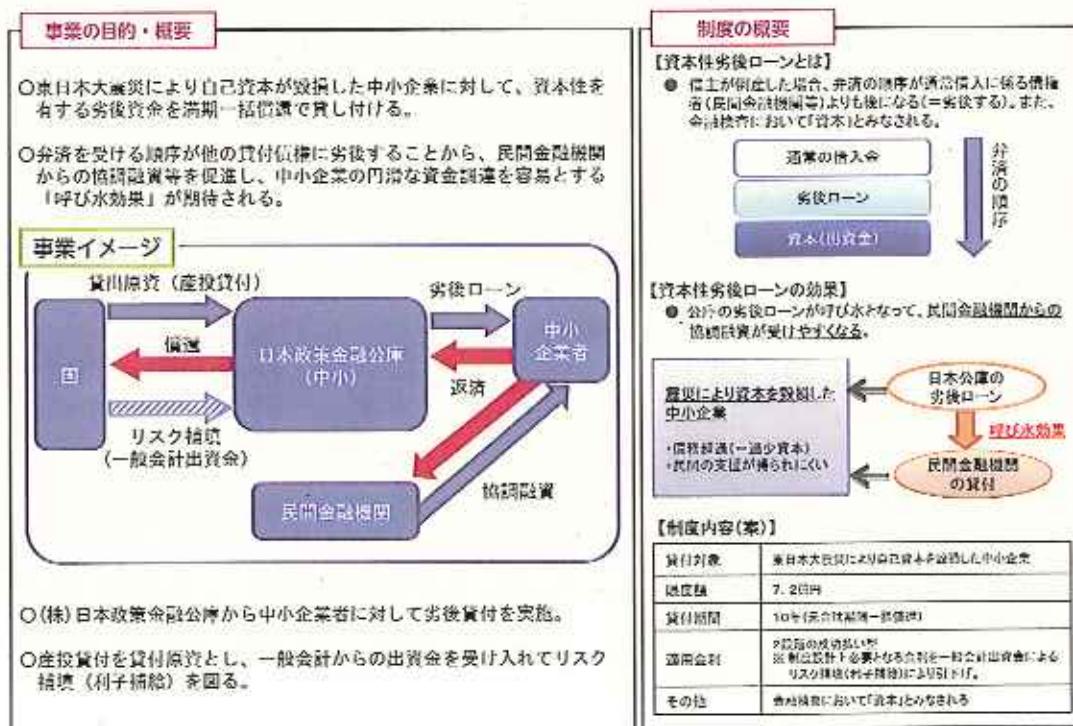
震災対応型資本性劣後ローン

東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業者の皆さんなどを対象に、資本性を有する長期資金（一括償還型）を提供する新たな制度です。

支 援 対 象	東日本大震災復興特別貸付の対象となる方
支 援 の 特 徴	本資金は、金融検査上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンとなります。
貸 付 機 関	日本公庫(中小企業事業)
貸 付 限 度 額	1貸付あたり2億円
貸 付 利 率	成功払い型(毎年の事業実績に基づく成功判定の結果により0.40%又は3.60%)
貸 付 期 間	10年
返 済 方 法	期限一括償還
担 保・保 証 人	無担保・無保証人

<ご利用方法>

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
※必要書類については各機関にお問い合わせください。



平成24年度中小企業施策利用ガイドブックより

【情報掲載先】

平成24年度中小企業施策利用ガイドブック
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫(日本公庫)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
TEL: 0120-154-505(事業資金相談ダイヤル)

支援タイプ

融資

マル経融資(経営改善貸付)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

支援対象

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者

【東日本大震災で被災された方】

被害証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方

貸付機関

日本政策金融公庫(国民生活事業)

融資額

1,500万円以内

【東日本大震災で被災された方】1,500万円+別枠1,000万円

返済期間

設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)

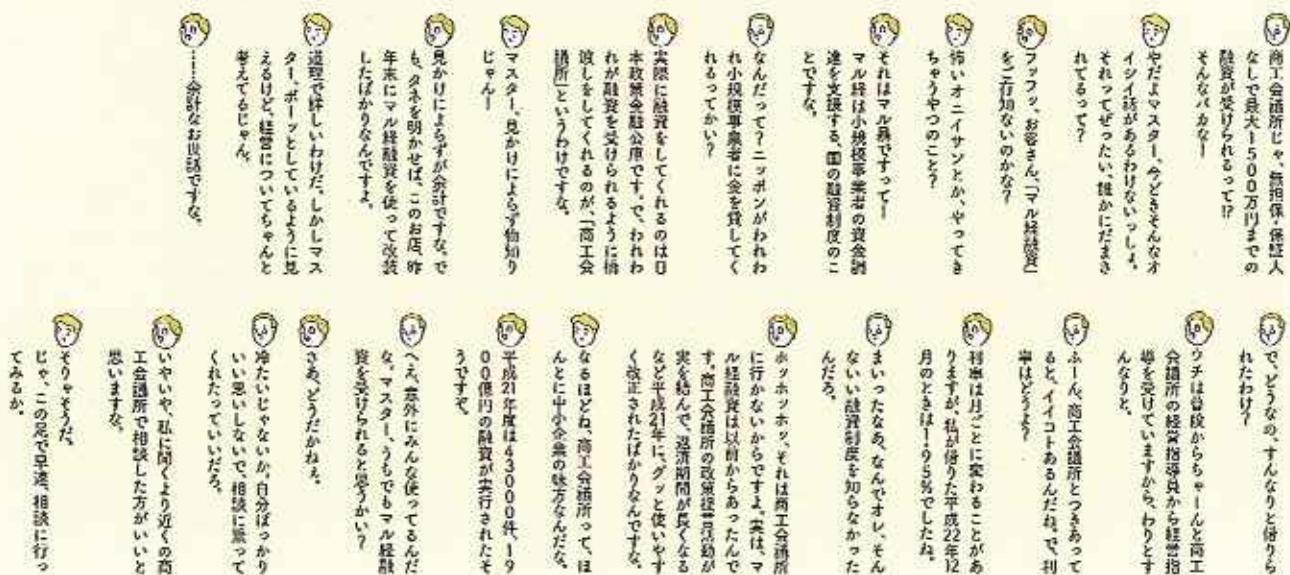
利税率

金利の最新情報は、日本政策金融公庫のホームページまたは窓口までお問い合わせください。

担保・保証人

不要 ※ご利用にあたっては、商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。

島と組合あります



日本政策金融公庫および日本商工会議所ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫ホームページ

http://www.jfc.go.jp/k/tyuushou/kaizen_m.html

日本商工会議所ホームページ

<http://www.jcci.or.jp/secret/marukei.html>

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

支援タイプ



高度化事業

被災された中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、設備資金の貸付けを行います。また、全国の事業協同組合などを対象に、電力需給対策として省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合の資金の貸付けを行います。

支援対象

1. 震災対策

- (1) 中小企業等のグループが復興事業計画の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合
- (2) 中小機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
- (3) 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
- (4) 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合(災害復旧貸付)

2. 電力需給対策(実施期間は平成26年3月末まで)

- (1) 事業協同組合等の組合員が、高度化貸付事業(工場団地や商店街整備等)に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合
- (2) 事業協同組合等が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合

支援内容

(1) 貸付条件

- 貸付限度額:なし
- 自己負担:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
- 貸付対象:設備資金
- 貸付利率:震災対策は無利子、電力需給対策は年1.05%(平成24年度の場合)
- 貸付期間:20年以内(うち据置期間5年以内)
- 担保・保証人:都道府県又は中小企業基盤整備機構の規定により徴求

(2) 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について都道府県及び中小企業基盤整備機構が診断・助言を行います。

<ご利用方法>

原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、まずは、各都道府県の中小企業担当課にお問い合わせください。

平成24年度中小企業施策利用ガイドブックより

【情報掲載先】

平成24年度中小企業施策利用ガイドブック

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html

【お問い合わせ先】

各都道府県中小企業担当課

中小企業基盤整備機構

地域経済振興部地域振興企画課

TEL: 03-5470-1528(直通)

支援タイプ

起業	融資	

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方には、一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

支 援 対 象 生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員

対 象 資 金 設備資金および運転資金

融 資 額 【設備資金】

- 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業:
1億5,000万円以内
- 一般公衆浴場業(一般貸付とは別枠):1億5,000万円以内
- 旅館業、興行場営業:7億2,000万円以内
- クリーニング業^{注1)}:3億円以内

【運転資金】

- 全業種^{注1)}:5,700万円以内

注1) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。
(ただし、設備資金・運転資金とも4,800万円以内)

返 済 期 間 【設備資金】18年以内(うち据置期間2年以内)

【運転資金】5年以内(うち据置期間6ヶ月以内)

特に必要な場合、7年以内(うち据置期間1年以内)

担 保・保 証 人 ご融資に際しての保証人・担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます。

【東日本大震災の影響により離職し、創業する方・被災地において創業する方へ】

東日本大震災関連の概要は以下の通り。

支 援 対 象 次のいずれかに該当する方

1. 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方
※勤務先が被災地に所在する場合に限ります。
2. 1.により創業後おおむね5年以内の方 ※雇用保険受給資格者証の提出が必要
3. 被災地において創業する方
4. 3.により創業後おおむね5年以内の方^{注2)}

対 象 資 金 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金

融 資 額 1,000万円以内

返 済 期 間 設備投資 7年以内(うち据置期間6ヶ月)

※「被災地」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島の3県、および、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の一部)

注2) 東日本大震災後に創業し、現在も被災地において営業している方に限ります。

日本政策金融公庫ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫ホームページ
http://www.jfo.go.jp/k/yuushi/seikatsu/setsubi/33_shinkojigyo_m.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫
事業資金相談専用ダイヤル
TEL: 0120-154-505

III 人材育成

地域コーディネーター活用事業交付金 (生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業の一部)



地域の自然資源を守りながら持続的に活用するエコツーリズムは、元気な地域づくりを行う上で有効です。本事業では、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会が、コーディネーターを活用して、エコツーリズムに係るルールやプログラムづくりなどの活動を支援します。

支 援 対 象 地域の多様な主体から構成された協議会(市町村の参加必須)

補 助 率 等 以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額とします。(限度額1,600万円)
 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
 イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費

交付金の対象となる事業は、地域コーディネーターを活用したエコツーリズムを推進する活動で、以下に関するものとします。

区分	具 体 例
ア. エコツーリズム推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> 目標の検討や合意の形成など、関係者を中心としたエコツーリズム推進体制やネットワークの整備・強化 関係者の役割分担の明確化 意見調整、利害調整
イ. 資源調査	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の調査 資源活用の方向性の検討
ウ. ルールの作成	<ul style="list-style-type: none"> フィールドの利用や地域資源の保全と活用方法に関するルールの策定 ルールの関係者での共有 ルールの運用
エ. 推進マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムを推進するために必要な事項についてまとめたマニュアル、およびガイド用マニュアルなどの作成
オ. ガイダンス及びプログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンスの内容や伝え方の検討 地域における自然・人的資源等を活かしたエコツアープログラムの作成
カ. エコツアーの企画	<ul style="list-style-type: none"> 移動手段、食事、休憩、宿泊など関係する団体との調整 資金計画、ターゲット設定、人数設定、価格設定、保険などの検討 受入体制、販売方法の検討
キ. モニタリング及び評価手法の作成	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング調査の対象と手法の検討 モニタリング調査の実施 評価手法の検討 調査結果のフィードバック手法の検討
ク. 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーター、ガイド、住民などの育成手法の検討 知識や技術、意識の向上を図るために研修会や検討会の開催 他の研修会等への参加
ケ. 広報	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、チラシ、ホームページ等の作成

環境省ホームページより

【情報掲載先】

環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14799>

【お問い合わせ先】

環境省自然環境局総務課
 自然ふれあい推進室
 TEL: 03-5521-8271(直通)

中心市街地商業等活性化支援業務 等委託費事業

支援タイプ

		育成
調達		

中心市街地に関する調査・研究や支援を行うことにより、中心市街地活性化基本計画の促進、中心市街地活性化に関する課題の解決を可能とし、市町村等による中心市街地活性化を継続的な取組とする事業です。

具体的には、主に以下のような事業を実施します。

- ①市町村やまちづくり会社が行う中心市街地活性化の取組に対する、専門家派遣による支援
※東日本大震災の被災地域復興に資する事業を含む
- ②中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担う人材の育成
- ③今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究

支援対象

委託・交付先としてのポテンシャルを有する企業・団体等

診断・助言事業

市町村の計画策定や
フォローアップに対する
支援、まちづくり会社の
事業実施に向けての支援

人材育成事業

人材育成
(教材、研修、情報発信)

調査・研究事業

水平展開のための
調査・研究

【期待される効果】

各種事業を効果的、効率的に実施することにより、以下が期待できる

- ①中心市街地活性化基本計画実現の促進
- ②全国各地で実施している中心市街地活性化事業効果の拡大
- ③市町村等が抱える中心市街地活性化に関する課題解決
- ④東日本大震災被災地域の早期復興を促す

【情報掲載先】

経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/pr_machidukuri.pdf

【お問い合わせ先】

経済産業省 商務流通グループ中心市街地活性化室
TEL: 03-3501-3754

IV 人材調達・雇用

雇用調整助成金

支援タイプ

調達		

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

支援対象

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方

【主な受給の要件】

- (1) 雇用保険の適用事業主であること ※大型倒産等事業主などの特定の事業主は要件が異なる
- (2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること
- (3) 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一齊の短時間休業を行うこと (平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります)
- (4) 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと

受給額

●休業 休業手当相当額の2/3(上限あり)※

支給限度日数: 3年間で300日(休業及び教育訓練)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なる)

●教育訓練 賃金相当額の2/3(上限あり)※

上記金額に事業所内訓練の場合1人1日2,000円、事業所外訓練の場合1人1日4,000円を加算

●出向 出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)※

※従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

また障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

※なお、雇用調整助成金の対象期間は1年であり、1年ごとに受給の要件の確認が必要です。

東日本大震災の影響を受けた 事業主の皆さんへ 新しい特例を設けました

震災後、徐々に生産量などが回復しても、震災前と比べると依然として10%以上低い水準の場合には、助成金が利用できます

東日本大震災の影響を受けた事業主に対する新しい特例

特例対象事業者

- ① 特別地域事業者
青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、千葉、茨城、長野の災害救助法適用地域に所在する事業者の事業主
- ② 特別地域間連携事業者
特別地域と同一の被災地以上(助成金を受けようとする事業者の従業員数の3分の1以上)の経営的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業者

上記の事業者と、支給対象以上(助成金を受けようとする事業所の従業員数の2分の1以上)の経営的関係を有する事業所の事業主

◆生産量または売上高の減少の程度について、直近3か月の平均値と①その直前の3か月、または②前年同月との比較に加えて、③前年同月との比較も可燃です。

①の場合は10%以上減少していれば助成対象になります
→ 平成24年3月11日から平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合は適用されます。

④ 特別地域間連携事業者

平成24年	扶助対象	扶助対象	扶助対象の場合は、10%以上減少していれば助成対象
平成25年	扶助対象	扶助対象	扶助対象の場合は、10%以上減少していれば助成対象
平成26年	扶助対象	扶助対象	扶助対象の場合は、10%以上減少していれば助成対象

※なお、震災の影響を受けた事業者などへの特例のうち、生じた場合は売上高の日換算額が直近3か月より1ヶ月以上の特別期間は、年間24ヶ月の日数をもって扱われます。(例:...1月の影響を受けている事業者)、生産量などの経営状況が複数の月から複数ヶ月となる特例を引き続き実施することとなります。

厚生労働省ホームページより

【情報掲載先】

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html>

【お問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

支援タイプ

調達		

被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用（※2）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります）

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

支援対象

- 震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)
 - 東日本大震災発生時に被災地域（※1）において就業していた方
 - 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
 - 震災により離職を余儀なくされた方

※1：震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

- 被災地域に居住する方（※2、※3）

※2：震災後、安定した職業についたことのない方

※3：震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者（※）	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいいます。

<ご利用にあたっての注意点>

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合は除く）、助成金は支給されません。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方に御用意いただく必要があるものがあります。）提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。
- 助成金の受給に当たっては、各種要件がございますので、ご不明な点については、お問い合わせください。

厚生労働省ホームページより

【情報掲載先】

厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/hisaisya_kaihatu.pdf

【お問い合わせ先】

最寄りのハローワーク
 または各都道府県労働局（職業安定部）

雇用創出の基金による事業

(緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業)



地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っています。

緊急雇用創出事業

離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創ります。

重点分野雇用創造事業

- 介護、医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行います。
- 東日本大震災の影響等で失業された方々の雇用機会を創ります。

支援対象 都道府県・市町村・民間企業等(事業主体は都道府県)

東日本大震災の被災者の雇用を創出することを目的に、東日本大震災に対応した雇用創出基金事業の拡充を行いました。

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 拡充の概要

- 基金の積増し: 2,000億円
- 事業実施期間の延長: 24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで)

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

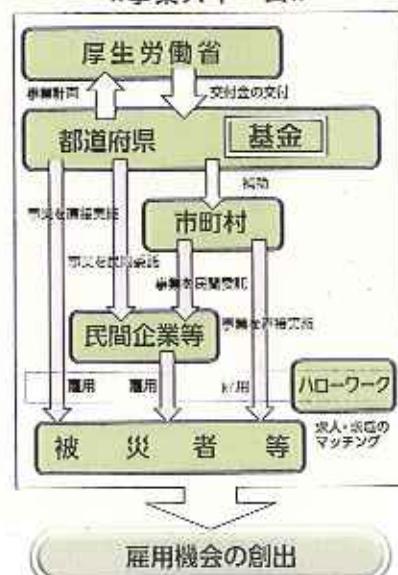
◆ 対象者

- 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)を優先的に雇用する。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



厚生労働省ホームページより

【情報掲載先】

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chikiki-koyou3/>

【お問い合わせ先】

各都道府県の労働局

V 商品開発

6次産業総合推進事業

(未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の)
(加工・販売への取組促進)

支援タイプ



調達

開発

PR

農林漁業の成長産業化を実現させるため、戦略的かつ総合的な助言・サポートを行う6次産業化プランナー等の体制強化による農林漁業者等の経営改革の取組を支援します。

1. 6次産業総合推進委託事業

6次産業化プランナー(※公募により選定した事業体と契約)が、6次産業化の取組につながる案件の発掘から事業化まで、農林漁業者等による6次産業化の取組に対して総合的なサポートを行います。

2. 6次産業総合推進事業

(1) 地域段階の取組

① 農林漁業者等の新たな事業分野への進出に係る直接支援

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、地域の農林漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組を支援します。

② 農林漁業者等の6次産業化の取組を促進する環境づくりに対する支援

農林漁業者等の6次産業化の取組を促す環境づくりを進めるため、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会の開催などの取組を支援します。

(2) 全国段階の取組

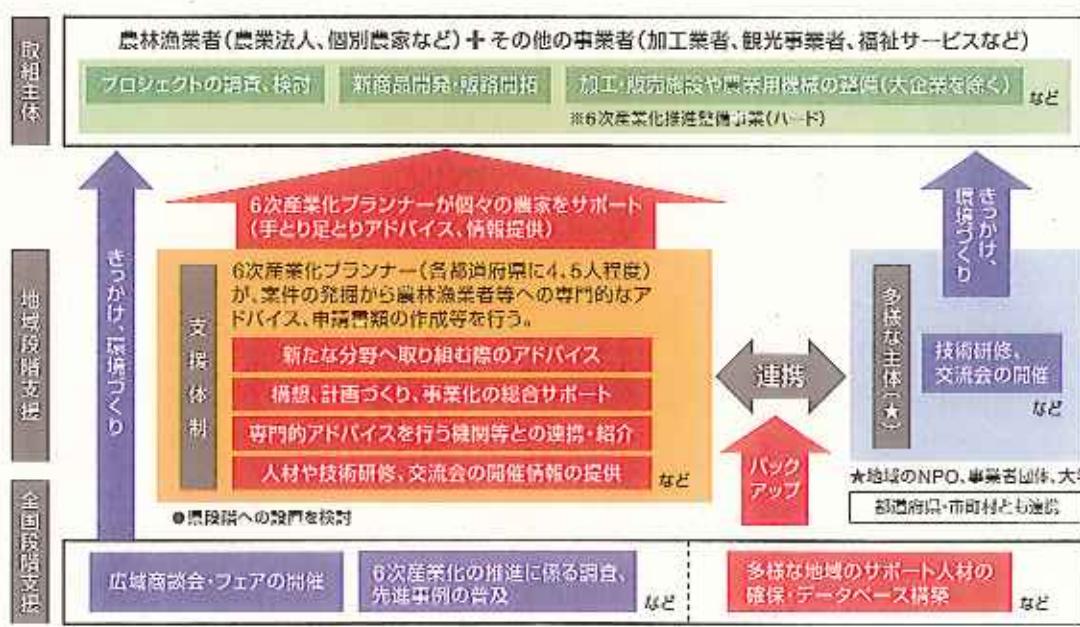
地域段階の取組を効果的に進めるため、農林漁業者等の6次産業化の取組をサポートする人材の育成・紹介や、販路拡大の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に係る調査、技術を核にした関係機関等の連携の促進などを行います。

支 援 対 働

民間団体等

補 助 率 等

2.(1)①:2/3・1/2 2.(1)②:1/2 2.(2):定額



注) ■ 総合的なリポートを行う人材・体制の確保(地域サポート人材の確保・活動等)

■ 槍極的な新たな取組を促すきっかけ、環境づくり(交流会、技術研修等)

■ 農林漁業者等のチャレンジに係る直接支援(新商品開発や販路開拓等への支援)

農林水産省ホームページより

【情報掲載先】

農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/pdf/soft.pdf>

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局産業連携課

TEL: 03-6744-2063(直通)

新事業活動促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業 (事業化・市場化支援事業)

支援タイプ



中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費の一部を補助します。

支 援 対 象

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者のうち、農商工等連携事業計画の認定に関する命令第2条第1項に基づき定める代表者

補 助 率 等

補助対象経費の3分の2以内

農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業者



農商工連携の取組みの例

移動型低木鉢植果樹及び野菜を使った体験農園プログラム・加工品・レストランメニューの開発・販売

移動可能な低木鉢植え果樹、鉢植え野菜を収穫時に施設に搬送・設置し、収穫体験を提供することで、通年で多品種の農産物が収穫できる体験交流型観光農園を開く。

また、当該農産物を使った独自のお土産物やレストランでのスイーツメニューも開発・提供することで新たな顧客とリピーターを獲得する。



黒さや大納言小豆作りの技術と遊休農地を活用した丹波ニュータービズムの開発と提供

一般的の家族連れが気軽に楽しめる観光農園をはじめ、企業の福利厚生や社員教育旅行など、企業と農村の共生を目的とした丹波らしい新たなグリーンツーリズムを開発し、提供する。

農業体験プログラムを開発し、農園、農業機械、施設などを活用し、観光客への体験指導を行う。



中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2012/0224NoushokouKoubo.htm>

【お問い合わせ先】

各経済産業局

中小企業庁経営支援部新事業促進課

TEL: 03-3501-1767(直通)

支援タイプ



食と地域の交流促進対策交付金

食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要であり、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付します。

1. 食と地域の交流促進集落活性化対策

グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を観光などの場として活用する集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援します。

2. 食と地域の交流促進支援対策

都市農村交流促進に係る専門的・技術的課題を調査し、その成果を全国各地域における取組の拡大につなげる民間団体の活動を支援します。

3. 都市農業振興整備対策

持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、簡易な施設整備、市民農園等の整備に対する取組を支援します。

支 援 対 象 1.集落など 2.民間団体 3.民間団体、市町村

補 助 率 等 1.定額(1地区1年当たり250万円を上限)、2.定額、3.定額(1/2相当)

集落活性化対策（ソフト）

(基本スキーム)

国 → **集落** (直接交付)

[ポイント]

- 農山漁村の活性化に向け、集落の創意工夫に富んだ取組を促進
- 取組内容のメニュー化により、多様な取組が実施可能

対象 毎年度、公募により実施地区を採択

「集落等」 = 農林漁業者を中心に、地域の住民や諸団体、NPOなど集落で合意した組織（規約が必要）

支援内容 补助率: 定額(1地区1年当たり上限220万円)

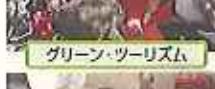
食を始めとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流や地域づくりの取組に係る経費を、国が直接支援します。

支援の仕組 国(地方農政局等)から、集落等の取組に対して交付金を直接交付します。

<集落の取組内容（メニューを自由に選択）>

- ① 子ども交流
(子ども農山漁村交流プロジェクト)
- ② 観光と連携した都市農村交流
(グリーン・ツーリズム)
- ③ 定住促進
- ④ 都市人材の活用
(田舎で働き隊)
- ⑤ 農村環境の活用
- ⑥ 集落型産地振興
- ⑦ 都市農業の振興
- ⑧ 医療・介護の場としての活用
- ⑨ 生活条件確保
- ⑩ 地域提案型活動
(関係府省とも連携)





都市農業振興整備対策（ハード）

対象 市町村、NPO法人等の民間団体

支援内容 都市農地の保全や都市農業の振興に必要な施設等の整備について、国が1/2以内の経費を補助します。

(主なメニュー)

- ・市民農園の整備
- ・用排水路の補修等簡易な基盤整備等



農林水産省ホームページより

【情報掲載先】

農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局都市農村交流課
TEL: 03-3502-0030(直通)

農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金



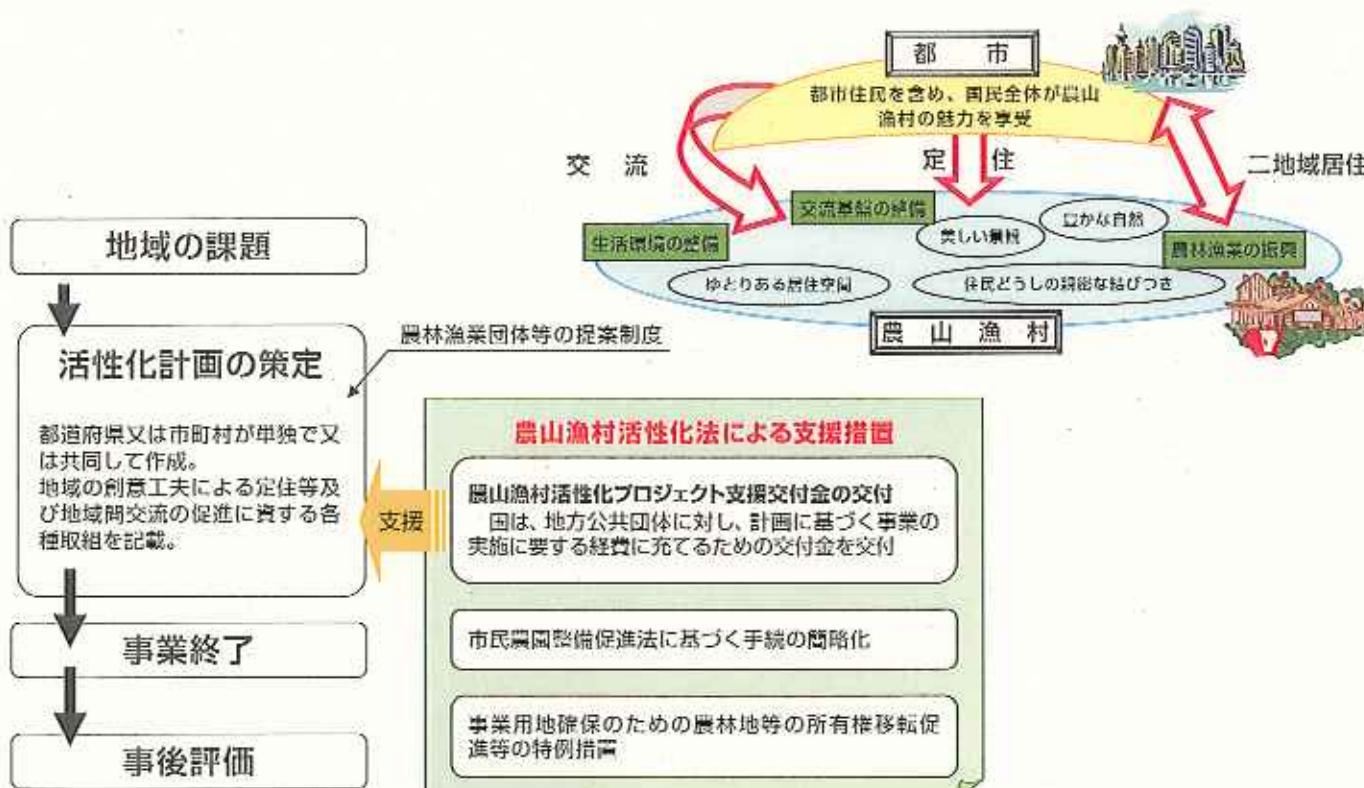
農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援します。

支 援 対 象

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体など

交 付 率

定額(ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3(沖縄県2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10)以内)



活性化計画の事例

豊かな自然活用 プロジェクト

農地・山林・海岸を
通じた散策道や地元資
材供給路などを農山
漁村の豊かな自然を
まるごと活用し、交流
人口の増大を推進。



二地域間居住推進 プロジェクト

潜在型市民農園の
整備や集落道等生活
環境整備を行い、二
地域間居住を推進。



IJUターン推進 プロジェクト

情報拠点等の生活
環境の整備や、農林
水産業への就業機会
の確保により、農山
漁村へのIJUターン
を推進。



農林水産省ホームページより

【情報掲載先】

農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局整備部
農村整備官活性化支援班
TEL: 03-3501-0814

支援タイプ

	開発	PR

地域ブランド活用観光促進事業

地域ブランドである農林水産物・食品、それらの加工施設等や地元食材を活用した特徴的な料理をはじめとした農山漁村の地域資源等を活用し、国内外からの観光客の誘致を促進することにより、我が国の農林水産業・食品産業の経営基盤を強化する取組を支援します。

(1) 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討

地域において、農林漁業者、食品事業者、観光業者等から構成される協議会を設置し、地域ブランドである農林水産物等の地域資源を活用した観光促進の具体的な方策を開発・検討するとともに、これらを消費者・観光客等に周知するための取組を支援します。

(2) セミナー開催等

(1)で開発・検討された具体的な観光促進方策を幅広く紹介し、地域における農林漁業者等が観光促進に向けた環境整備の取組を積極的に行うことができるよう、セミナーの開催等を支援します。

支援対象 民間団体等

補助率等 1/2

支援実施期間 平成24年度～平成26年度

背景・課題

- 地域ブランド農林水産物をはじめとした農山漁村の地域資源等を活用した観光客の誘致は、現地での食事や土産等の購入にもつながるため、我が国の農林水産業・食品産業の振興に不可欠。
- 地域ブランド農林水産物等には高品質であっても、量が確保できず、大消費地に届けきれないものが多く存在。それらの中には需要量の増加が見込めないため、後継者が生まれず高齢化とともに貴重な資源を失う危惧がある。我が国の魅力ある地域ブランド農林水産物等の価値を理解してもらい、その付加価値を高め、さらに需要量増加を図るために、消費者が产地に訪問することが重要。

<主な内容>

1. 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討

地域において、農林漁業者、食品事業者及び観光業者等から構成される協議会を設置し、地域ブランド農林水産物等の地域資源を活用した観光促進の具体的な方策を開発・検討するとともに、これらを消費者・観光客等に周知するための取組を支援。

2. セミナー開催等

1で開発・検討された具体的な観光促進方策を幅広く紹介し、地域における農林漁業者等が観光促進に向けた環境整備の取組を積極的に行うことができるよう、セミナーの開催等を支援。

○ 東日本の地域ブランド
農林水産物等の例



【事業実施主体】民間団体等

【補助率】1/2

農林水産省ホームページより

【情報掲載先】

農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2012/sangyou/pdf/sangyo_21.pdf

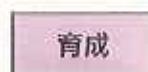
【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局新事業創出課
TEL: 03-6738-6442(直通)

地域力活用新事業∞ 全国展開プロジェクト

(小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業)

支援タイプ



調達

開発

PR

地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会が小規模事業者等と協力して行う特産品開発や観光開発などの取組に対し、幅広い支援を行います。

支援対象 商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所

支援内容 【本体事業】

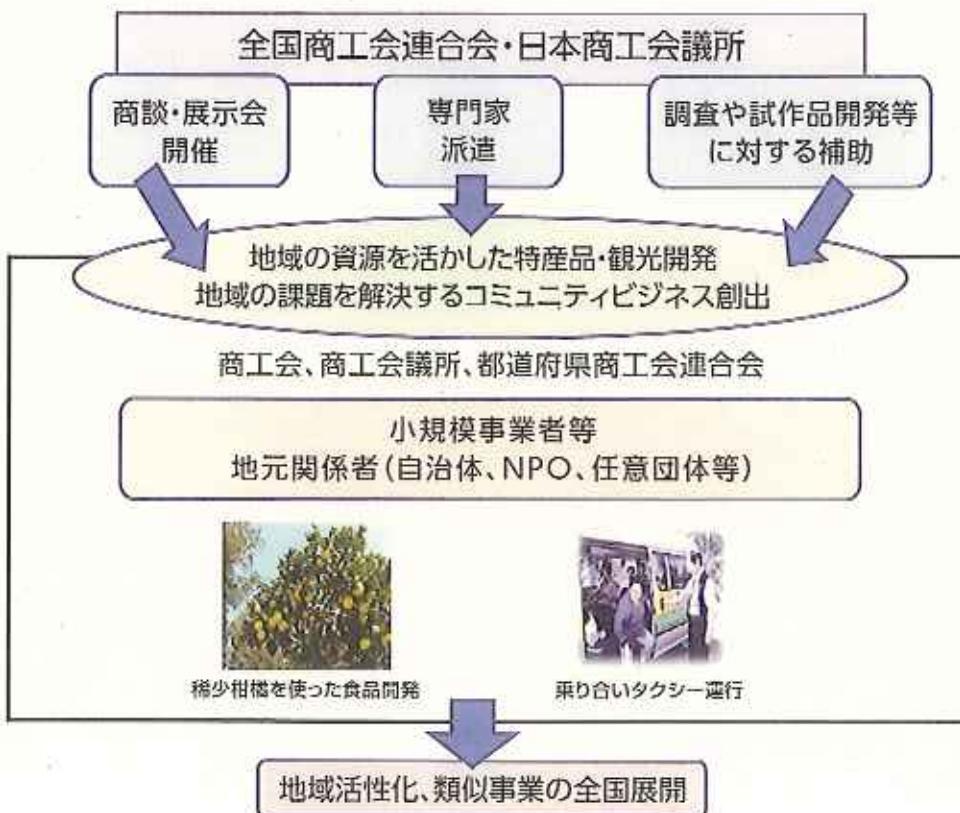
- a. 本体事業1年目: 1件あたり上限800万円～下限100万円(総事業費の2/3補助)
(複数の商工会又は商工会議所及び都道府県商工会連合会との共同実施にあっては、上限1,000万円)
- b. 本体事業2年目: 1件あたり上限600万円～下限100万円(総事業費の1/2補助)
(複数の商工会又は商工会議所及び都道府県商工会連合会との共同実施にあっては、上限750万円)

【調査研究事業】

1件あたり上限500万円～下限100万円(定額補助)

【地域の魅力おもてなし事業】

1件あたり上限400万円、次年度は実施未定であり、実施される場合でも補助率導入の可能性あり
(共同実施は上限800万円)



近畿地方整備局ホームページより

【情報掲載先】

近畿地方整備局ホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/kankoutiikidukuri/12.pdf>

【お問い合わせ先】

全国商工会連合会企業支援部市場開拓支援課
TEL: 03-3503-1256
日本商工会議所流通・地域振興部
TEL: 03-3283-7864

支援タイプ



JAPANブランド戦略展開支援事業

地域が一丸となって、地域の伝統的な技術や素材などの資源を活かした製品等の価値・魅力を高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する「JAPANブランド」を実現していくこうとする取組を総合的に支援します。

1. 戰略策定支援

地域の強み・弱み等を徹底的に分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招へい、マーケットリサーチ、セミナーの開催などの取組に対し支援します。

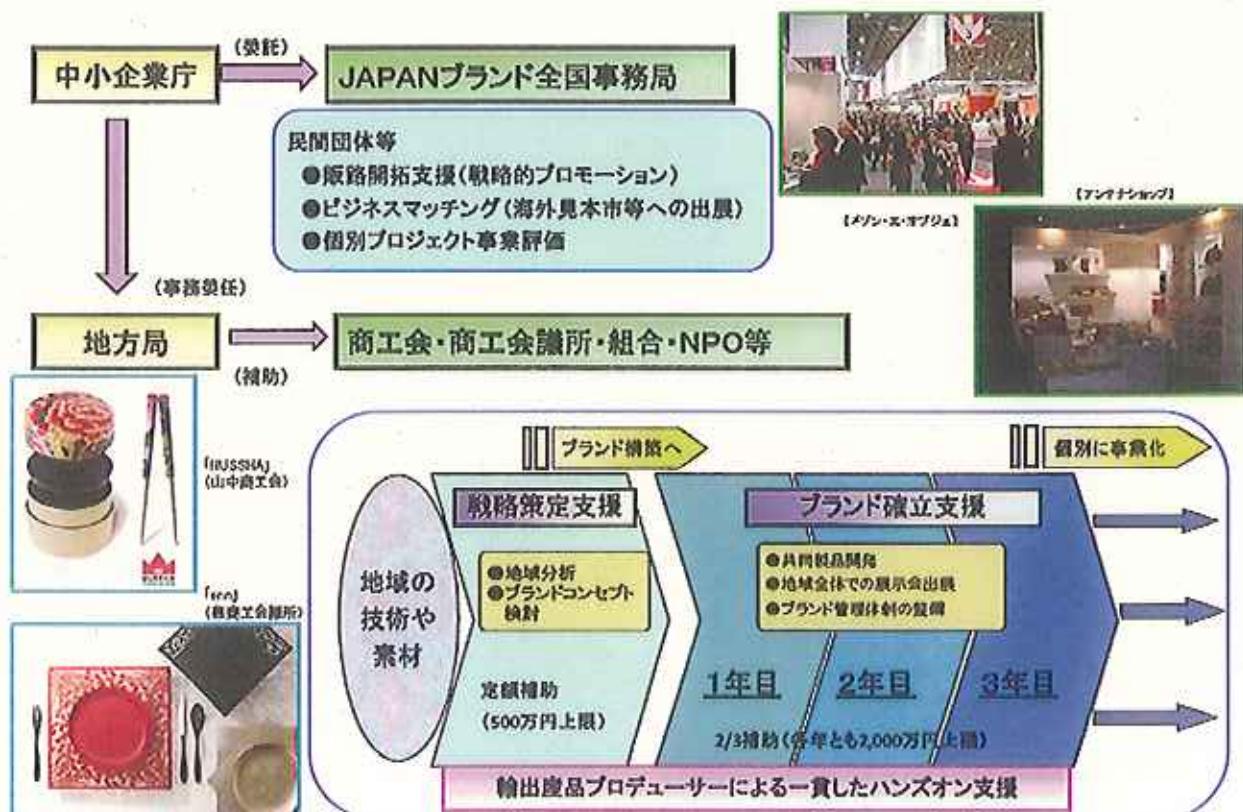
2. ブランド確立支援

中長期的な視野に立ったブランド確立への取組を支援するため、最大3カ年にわたり、デザイナー・アドバイザー招へい、新商品開発・デザイン開発、国内外の展示会出展などの取組に対して支援します。

支 援 対 象 民間団体等

- 補 助 率 等**
1. 戰略策定支援 「定額補助:500万円を上限」
 2. ブランド確立支援 「2/3補助:2,000万円を上限」

支 援 実 施 期 間 戰略策定を含めると最長4年間



中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h22/gb166.html

【お問い合わせ先】

各経済産業局中小企業課

新事業活動促進支援補助金

地域資源活用売れる商品づくり支援事業



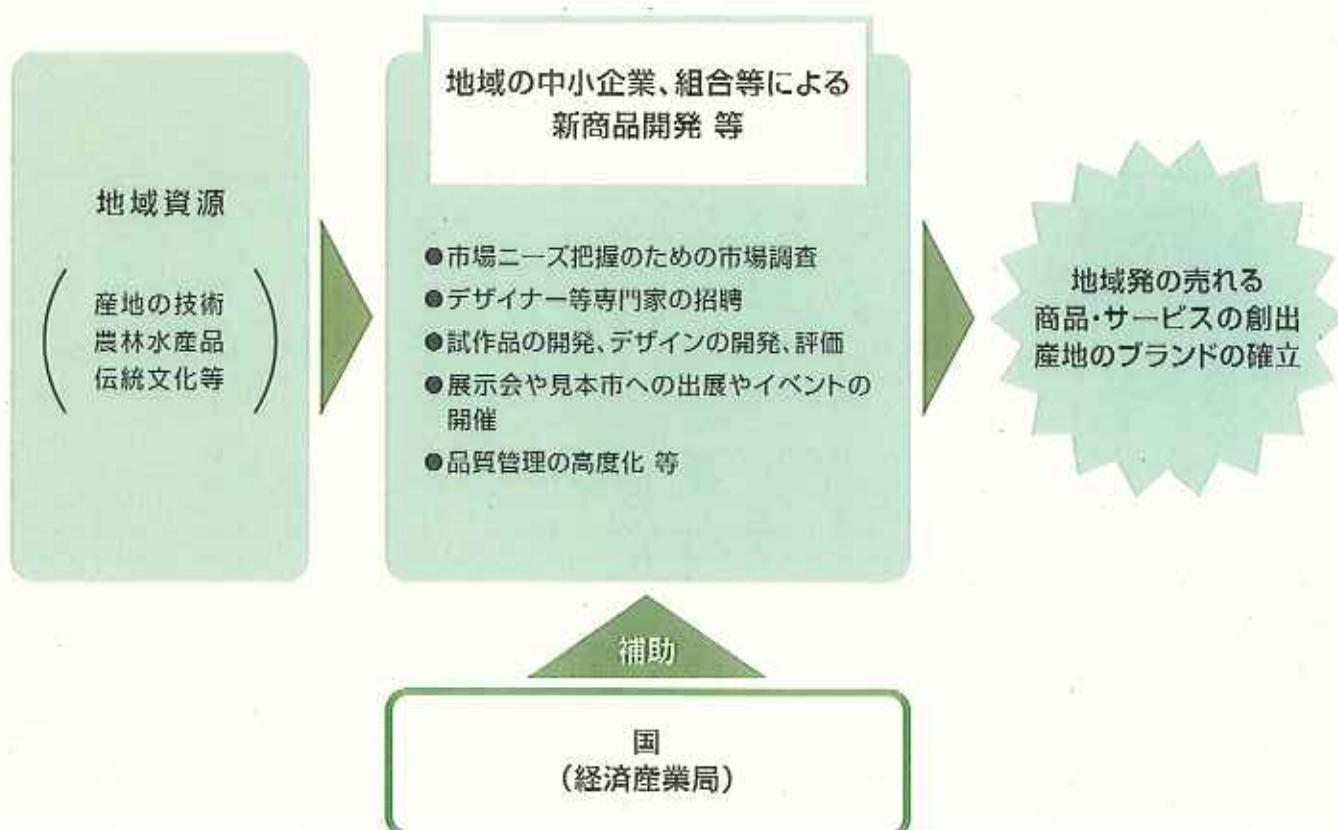
地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部を補助します。

支援対象

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者

補助率等

補助対象経費の3分の2以内



中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2012/0224ChikkiShigenKoubo.htm>

【お問い合わせ先】

申請者の認定事業計画に係る地域資源が存在する地域を所轄する経済産業局
 中小企業庁経営支援部新事業促進課
 TEL: 03-3501-1767(直通)

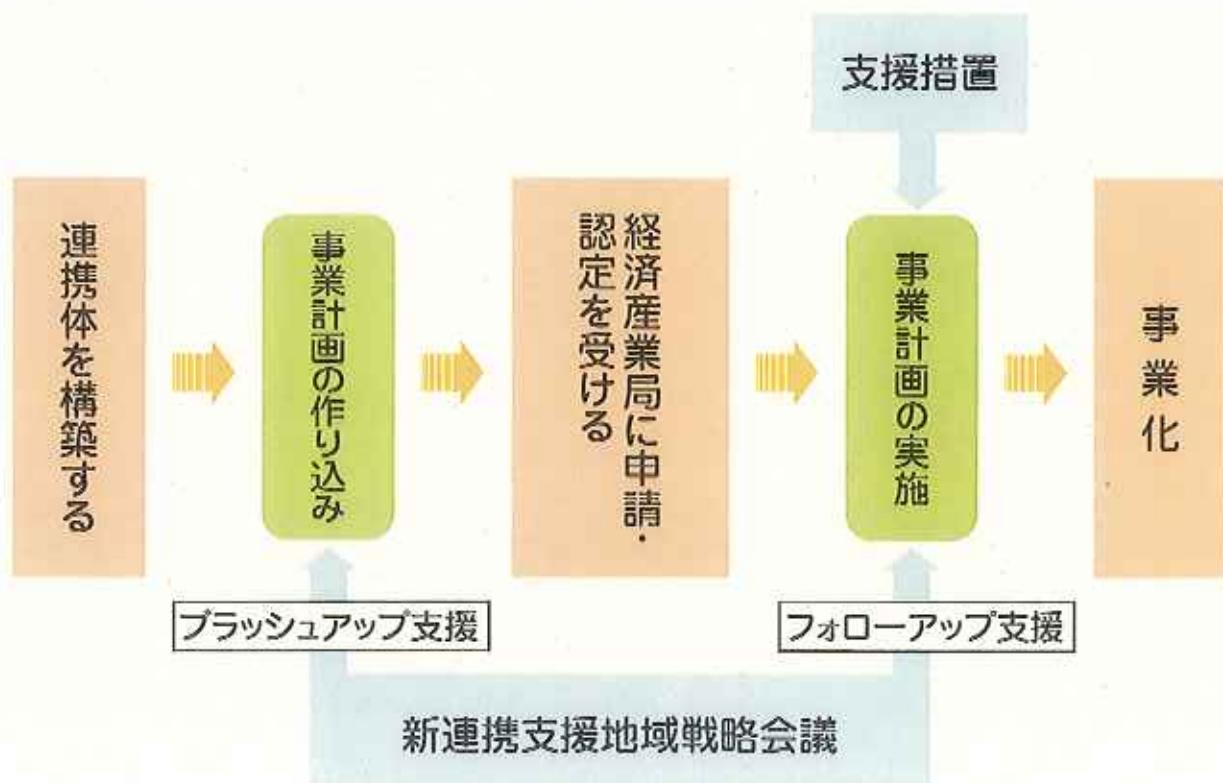
新事業活動促進支援補助金 新連携支援事業



中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取組を支援します。具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、マーケティング調査等に係る経費の一部を補助します。

支 撲 対 象	中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者
補 助 率 等	補助対象経費の3分の2以内
支 援 実 施 期 間	交付決定日から平成25年3月31日まで

新連携支援のスキーム



中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2012/0224ShinrenkaiKoubo.htm>

【お問い合わせ先】

申請者の認定事業計画に係る地域資源が存在する地域を所轄する経済産業局
 中小企業庁経営支援部新事業促進課
 TEL: 03-3501-1767(直通)

VI プロモーション

地域イベント助成事業

支援タイプ



財団法人地域社会振興財團の協力を得て、市（区）町村において、地域のコミュニティが主体的に実施する地域イベントに対して、100万円を上限として助成します。

支 援 対 象

助成対象団体は、市町村（特別区を含む。）とする。

助成対象事業は、コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントとする。

助成対象事業は、国又は都道府県の補助金を受けている事業は、対象外とする。

助成対象事業は、交付金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。

助成対象経費は、助成対象事業を実施するコミュニティに対して市町村が補助する経費とする。

補 助 率 等

交付金の額は、1件につき1,000千円を上限とする。

交付金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

※交付金の額に1,000円未満の端数があるときには、交付の額は、当該端数金額を切り捨てた額とする。

<実施事業例 1> 心豊かにプロジェクト2010（北海道ニセコ町）



ニセコ町学習交流センター「あそぶっく」において、読書や芸術に触れることができる機会（あそぶっく祭、七夕寄席、クリスマス会他）を通して、芸術文化への関心を高め、乳幼児からお年寄りまで世代を超えた地域の交流を行った。地域の人々にとつて心豊かで、楽しく、そして有意義に暮らせる良質な交流の空間を提供することで、教育、地域コミュニティの強化が地域活性化につながった。

<実施事業例 2> 東北4大焼きそばフェスティバル in いしのまき（宮城県石巻市）



東北4大焼きそば《石巻・横手・黒石・浪江》が集結し、地域資源としての新たな魅力の創出、焼きそばにゆかりのある関係地域との交流を行った。併せて、会場外の中心部商店街では、商店街活性化と地産地消の拡大を図り、会場、商店街には多くの方が来場した。大きな賑わいを見せ有効なPRができたことは、今後の事業展開に大きな期待ができる一助となった。

財団法人地域活性化センターホームページより

【情報掲載先】

地域活性化センターホームページ

http://www.chilki-dukuri-hyakka.or.jp/6_gyomu/event/event.htm

【お問い合わせ先】

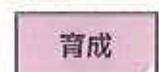
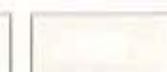
財団法人地域活性化センター地域づくり情報課

TEL: 03-5202-6138

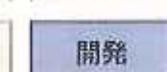
VII その他

戦略的中心市街地商業等活性化 支援事業費補助金

支援タイプ



育成



開発

PR

中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者、民間事業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援するものです。

支援内容

(1) 民間事業者向け支援

対象者：民間事業者（全ての事業者より自治体を除いたもの）

対象事業：事業者に係る要件や事業的な要件等を満たし、近隣への波及効果を高めるなど中心市街地活性化への効果が期待される事業とする。

- 施設整備事業
- 活性化事業

補助限度額：上限額 概ね10億円

下限額 1,000万円（事業費で2,000万円）（施設整備事業+活性化事業）
150万円（活性化事業）

補助率：1/2

(2) 民間事業者（まちづくり会社等）向け支援

対象者：民間事業者（株式会社及び持分会社に限る）※第三セクター、特定目的会社等も含む

対象事業：事業者に係る要件や事業的な要件等を満たし、近隣への波及効果を高めるなど中心市街地活性化への効果が期待される事業とする。

- 施設整備事業

補助限度額：上限額 概ね10億円

下限額 2,000万円（事業費で3,000万円）

補助率：2/3

(3) 中小企業者向け支援

対象者：●組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商店街組合を会員とする商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター）

- 特定非営利活動法人（活性化支援事業が対象）

- 社会福祉法人（活性化支援事業のうち空き店舗活用支援のみが対象）

対象事業：事業者に係る要件や事業的な要件等を満たし、近隣への波及効果を高めるなど中心市街地活性化への効果が期待される事業とする。

- 施設整備事業
- 活性化支援事業

補助限度額：上限額 概ね10億円

下限額 2,000万円（事業費で3,000万円）（施設整備事業）
150万円（活性化支援事業）

補助率：2/3

経済産業省および中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.mext.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0130SenryakuKoubo.htm>

【お問い合わせ先】

各経済産業局等担当課

（流通・サービス産業課、商業振興室等）

支援タイプ

起業		育成
調達	開発	PR

中小商業活力向上事業

商店街等が地域コミュニティの扭い手として実施する、少子化・高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的としています。

支援対象

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、商店街組織※1
(法人化されていない任意団体の商店街)、民間事業者※1※2

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る

※2 本事業のみに設立された協議会等は補助対象者としない

対象事業

商店街等において実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業とします。

※社会課題に対応した補助事業であり、事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において当該商店街等の集客力向上及び売上増加の効果が認められることが必要です

〔社会課題〕 1.少子化・高齢化 2.安全・安心 3.地域資源活用・農商工連携、
4.地域活性化(被災商店街等の復興) 5.創業・人材 6.環境

補助事業実施場所

「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街等も対象となります。

共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

補助率等

国2/3、1/2、1/3以内

補助対象経費

商店街等において新たに実施する、社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが補助金の交付の対象となります。

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く)、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費※、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アーケード等撤去に係る経費、光熱水費

※備品費は原則、レンタル、リースとする

中小企業庁ホームページより

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0203Vital.htm>

【お問い合わせ先】

中小企業庁商業課
TEL: 03-3501-1929
各経済産業局担当課

支援タイプ



震災復興支援アドバイザー派遣

被災された事業者や被災地域の自治体および商工会・商工會議所などの支援機関を対象に、中小企業の事業再建、地域経済の再生、まちづくりに向けた復興計画の策定等に対し、各分野で実務経験の豊富な専門家を派遣しアドバイスを行います。

支援内容

【中小企業向け】

様々な経営課題に対する相談

- 事業再建計画の策定
- 転業・新事業展開の検討
- 設備等の復旧・補修相談
- 資金調達の検討 等

【自治体・支援機関向け】

地域活性化に向けた相談

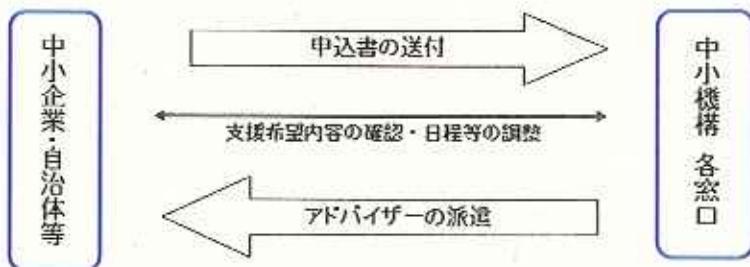
- 復興計画策定(高度化事業を活用したまちづくり、地場産業の復興等)
- 支援機関が行う巡回・助言への同行
- セミナー、相談会の企画・講師派遣 等

費用

無料

〈派遣までの流れ〉

- 皆様の支援ニーズ等に応じて、支援内容及び支援方法(支援回数や派遣アドバイザーの種類等)を相談しつつ、決めさせていただきます
- 3支援センター(仙台、盛岡、福島)及び中小機構 関東では、震災復興支援アドバイザーを常設し、各種経営相談にも対応いたします



〈震災復興支援アドバイザーには、実務経験豊富な以下の方が登録されています〉

- 中小企業支援の経験豊富な中小企業診断士、一級建築士、弁護士、社会保険労務士等
 - 経営実務に実績のある大企業・中堅企業のOB人材
 - 様々な専門分野に対応可能なエンジニア
 - 全国の中心市街地の活性化を支援した実績のある中小企業診断士、一級建築士等
 - 阪神・淡路大震災時の復興に携わった自治体職員のOB人材
- ※皆様の支援ニーズ等に適した専門家を派遣することができます

中小企業基盤整備機構ホームページより

【情報掲載先】

中小企業基盤整備機構ホームページ

<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/smrj/H23may/059669.html>

【お問い合わせ先】

本部／震災緊急復興事業推進部 TEL: 03-5470-1501

関東／企画調整課 TEL: 03-5470-1509

関東／経営支援部 TEL: 03-5470-1637

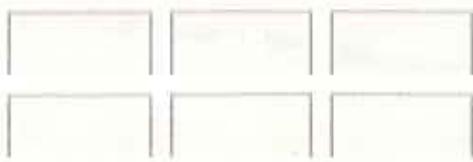
中小企業復興・原子力災害対策
経営支援センター福島 TEL: 024-529-5113

中小企業復興支援センター仙台 TEL: 022-399-9077

中小企業復興支援センター盛岡 TEL: 090-5219-5527

中小企業等グループ施設等 復旧整備補助事業

支援タイプ



被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

支 撲 对 象

複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業の参画も可)、事業協同組合等の組合、商店街

要 件

1) グループ等の機能の重要性(以下のいずれか)

- グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
➡ 産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担う場合等
- 事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと
➡ 地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支える場合等
- 一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
➡ 地域資源を活用する産業群であって川上から川下までの一連の流れを形成している場合等
- 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと(商店街など)

2) 震災による被害の大きさ

- 震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること等

補 助 对 象

震災で損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

補 助 率

国1/2以内、県1/4以内(補助対象者が中堅・大企業の場合は、国1/3以内、県1/6以内)

補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

中小企業庁ホームページおよび中小企業向け支援策ガイドブックver3より

【情報掲載先】

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110815EqFukkouKaihi.html>

中小企業向け支援策ガイドブックver3(記載名:中小企業等復旧・復興支援補助)
http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/shinsan-d/2011hojyo/data/p22_EqGuidebook-ver3.pdf

【お問い合わせ先】

岩手県商工労働観光部経営支援課 TEL: 019-629-5546

宮城県経済商工観光部新産業振興課 TEL: 022-211-2765

福島県商工労働部産業創出課 TEL: 024-521-7283

茨城県商工労働部中小企業課 TEL: 029-301-3554

お問い合わせ先一覧

本書でご紹介した支援制度の詳細な情報は、下記お問い合わせ先まで直接ご相談ください。

	支援制度名	お問い合わせ先	頁
I 起業・創業支援	新創業融資制度	日本政策金融公庫 各支店の窓口 http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/atarasiku/04_shinsogyo_m.html	17
	再チャレンジ支援融資制度 (再挑戦支援資金)	日本政策金融公庫 各支店の窓口 中小企業事業 http://www.jfc.go.jp/c/jpn/search/04.html 国民生活事業 http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/atarasiku/05_rechallenge_m.html	18
	起業支援ファンド	中小企業基盤整備機構 http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/053658.html	19
	中小企業成長支援ファンド	中小企業基盤整備機構 http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/053660.html	20
II 融資・保証	東日本大震災復興特別貸付	日本政策金融公庫 各支店の窓口 http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html	21
	東日本大震災復興緊急保証	各保証協会／中小企業庁 事業環境部 金融課 http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110502Eq-F-K.html	22
	災害関係保証	各都道府県の信用保証協会 http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110313TohokuGekijinShitel.htm	23
	セーフティネット保証(5号)	各都道府県の信用保証協会／中小企業庁 事業環境部 金融課 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm	24
	信用保証制度	(社)全国信用保証協会連合会 http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html	25
	震災対応型資本性劣後ローン	日本政策金融公庫(日本公庫) 中小企業事業(中小企業向け長期事業資金) http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html	26
	マル経融資(経営改善貸付)	日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店 http://www.jfc.go.jp/k/tyuushou/kalzen_m.html 事業所の所在する地区的商工会・商工会議所 http://www.jcci.or.jp/secref/marukei.html	27
	高度化事業	各都道府県中小企業担当課 中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課 TEL.03-5470-1528(直通) http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h24/index.html	28
	振興事業貸付	日本政策金融公庫 事業資金相談専用ダイヤル http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/seikatsu/setsubu/33_shinkojigyo_m.html	29
III 人材育成	地域コーディネーター活用事業交付金	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14799	30
	中心市街地商業等活性化支援業務等委託費事業	経済産業省商務流通グループ中心市街地活性化室 http://www.meti.go.jp/maln/yosan2011/pr_machidukuri.pdf	31
IV 人材調達・雇用	雇用調整助成金	最寄りのハローワーク http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josoi/kyufukin/a01-1.html	32
	被災者雇用開発助成金	最寄りのハローワーク 各都道府県労働局(職業安定部) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josel/kyufukin/dl/hisaisya_kaihatu.pdf	33
	雇用創出の基金による事業	各都道府県の労働局 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiki-koyou3/	34

	支援制度名	お問い合わせ先	頁
V 商品開発	6次産業総合推進事業	農林水産省食料産業局産業連携課 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/pdf/soft.pdf TEL.03-6744-2063(直通)	35
	農商工等連携対策支援事業 (事業化・市場化支援事業)	各経済産業局 中小企業庁経営支援部新事業促進課 http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2012/0224NoushokouKoubo.htm TEL.03-3501-1767(直通)	36
	食と地域の交流促進対策交付金	農林水産省農村振興局都市農村交流課 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html TEL.03-3502-0030(直通)	37
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省農村振興局整備部農村整備官活性化支援班 http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/ TEL.03-3501-0814	38
	地域ブランド活用 観光促進事業	農林水産省食料産業局新事業創出課 http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2012/sangyou/pdf/sangyo_21.pdf TEL.03-6738-6442(直通)	39
	地域力活用新事業∞ 全国展開プロジェクト	全国商工会連合会企業支援部市場開拓支援課 日本商工会議所流通・地域振興部 TEL.03-3503-1256 TEL.03-3283-7864	40
	JAPANブランド戦略展開支援事業	各経済産業局中小企業課 http://www.chusho.moti.go.jp/pamflet/g_book/h22/gb166.html	41
	地域資源活用売れる商品づくり支援事業	申請者の認定事業計画に係る地域資源が存在する地域を所轄する経済産業局 中小企業庁経営支援部新事業促進課 http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2012/0224ChiikiShigenKoubo.htm TEL.03-3501-1767(直通)	42
	新事業活動促進支援補助金 新連携支援事業	申請者の認定事業計画に係る地域資源が存在する地域を所轄する経済産業局 中小企業庁経営支援部新事業促進課 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2012/0224ShinrenkeiKoubo.htm TEL.03-3501-1767(直通)	43
	地域イベント助成事業	財団法人地域活性化センター地域づくり情報課 http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/6_gyomu/event/event.htm TEL.03-5202-6138	44
VI シブヨンモード	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	各経済産業局等担当課(流通・サービス産業課、商業振興室等) http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0130SenryakuKoubo.htm	45
	中小商業活力向上事業	中小企業庁商業課 http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0203Vital.htm 各経済産業局担当課 TEL.03-3501-1929	46
	震災復興支援アドバイザー派遣	中小企業基盤整備機構ホームページ http://www.smri.go.jp/kikou/earthquake2011/smri/H23may/059669.html 本部／震災緊急復興事業推進部 TEL.03-5470-1501 関東／企画調整課 TEL.03-5470-1509 関東／経営支援部 TEL.03-5470-1637 中小企業復興・原子力災害対策経営支援センター福島 TEL.024-529-5113 中小企業復興支援センター仙台 TEL.022-399-9077 中小企業復興支援センター盛岡 TEL.090-5219-5527	47
	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110815EqFukkouKaishi.html 中小企業向け支援策ガイドブックver3(記載名: 中小企業等復旧・復興支援補助) http://www.pref.miagi.jp/shinsan/shinsan-d/2011hojo/data/p22_EqGuidebook-ver3.pdf 岩手県商工労働観光部経営支援課 TEL.019-629-5546 宮城県経済商工観光部新産業振興課 TEL.022-211-2765 福島県商工労働部産業創出課 TEL.024-521-7283 茨城県商工労働部中小企業課 TEL.029-301-3554	48



平成24年3月

**地域事例と支援制度でみる
地域再生のための観光業支援ハンドブック**

観光庁 観光産業課

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
TEL.03-5253-8329